

琉球救国運動と日本・清国

NISHIZATO, Kikou / 西里, 喜行

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

13

(開始ページ / Start Page)

25

(終了ページ / End Page)

106

(発行年 / Year)

1987-02-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002712>

琉球救国運動と日本・清国

目次

はじめに——問題の所在——

一 日本国内における琉球救国運動

二 琉球内部における救国運動

三 清国内における琉球救国運動

四 清国亡命琉球人と日本・清国

1 明治政府の亡命琉球人への対応

2 清国政府の亡命琉球人への対応

結びにかえて

西里喜行

はじめに——問題の所在——

明治政府の琉球処分に対する琉球士族層の政治運動は、従来、琉球処分研究の一環として多くの研究者によって論及され、その歴史的資格規定が試みられている。たとえば、すでに一九二〇年代の後半には、斎藤良衛が「王位復旧の運動」⁽¹⁾としてとらえ、その後、植田捷雄⁽²⁾、英修道⁽³⁾も「王位復辟運動」と規定している。比嘉春潮もまた「琉球王国独立運動」実質的には尚家の復権運動⁽⁴⁾と理解し、伊波普猷は「三百年間彼等〔琉球人〕の自由を束縛していた旧制度を慕ひ、その回復を希ふ」運動とみなし、尚球は「琉球を両属たらしめん運動」「日支両属懇願運動」⁽⁶⁾と規定している。

一九六〇年代の後半、沖縄返還運動が高揚しつつあった時期に、処分反対運動の歴史的意義を論じた仲地哲夫氏は、琉球藩支配者は「天皇制政府の恣意的な「処分」の欺瞞性・不当性を見抜き、琉球の前途に絶対主義官僚による専制支配を予測し」、「反政府的思想に基づいて」琉球処分反対運動を展開したと指摘しながらも、他方では「あまりにも微弱で」「結果的には封建支配者の不満を表明しただけ」の「絶望的挙動」に終わった⁽⁷⁾、と評価している。また、思想的視角から「琉球復旧（藩政復旧）運動の思想と論理」を解明した比屋根照夫氏も、「脱清派の烈々たる旧体制護持の思想と行動とは、そのぼう大な反権力的・反政府的エネルギーにもかかわらず、ついに民衆的課題に迫り得な

かったと言わざるを得ない」⁽⁸⁾と評価している。

従来、琉球処分研究の一環として断片的・付随的に論及されてきた琉球士族層の動向を正面に据えて、その「歴史的意義」や「歴史的位置」を論じた仲地・比屋根両氏の論点はきわめて貴重であるが、仲地氏は主として琉球処分Ⅱ廃藩置県以前の琉球士族層の動向を対象とし、比屋根氏は琉球処分後のそれを対象としており、それ故に「琉球処分反対運動」あるいは「琉球復旧（藩政復旧）運動」と規定するにとどまっている。

琉球士族層は、一八七五（明治八）年の松田道之（内務大丞）の来琉前後から一八七九（明治十）年の琉球処分Ⅱ廃藩置県を経て、一八九四―九五（明治二十七―二十八）年の日清戦争前後に至るまで、およそ四半世紀にわたって、嘆願・サボタージュ・暴動・政治亡命等のさまざまな形態で明治政府に抵抗しつづけた。この間の琉球士族層の政治運動は、琉球の民族的・国家的独自性の保持・復活を目的として展開されたある種の民族運動ともみなされうる側面をもっているものであって、その意味で、ここでは、琉球救国運動と総称することにした。

この時期の琉球士族層の政治運動は、具体的にどれほどの規模で、どのような方法で、いかなる目標（国家構想）をかかえて展開されたのか、従来の研究はその全体像をまだ十分に提示しえていないように思われる。従って、琉球士族層の政治運動を琉球救国運動ととらえることには当然異論が予想される。たとえば、牧瀬恒二氏の如きは、次のように「位置づけ」ている。——「琉球の」上層士

族の「抵抗」とは、世界の資本主義の大波が日本と中国に押し寄せてきたとき、惨めにも前近代的な関係を守ろうとしたものの幻想とあがきであり、歴史上の位置づけとして客観的に見るならば、一つのエピソードにすぎません。そのくらしいの値打ちしかないものを大げさに見るならば、歴史の評価をまったく誤ってしまいます。上層士族の「抵抗」なるものの本質と本音はただ一つ、まだ薩摩藩があった当時の寄生的な特権を守ろうとしたことでした⁽⁹⁾と。

牧瀬氏の「位置づけ」方からすれば、琉球士族の動向を琉球救国運動などと総称することは「歴史の評価をまったく誤」らせてしまうことになるのかもしれない⁽¹⁰⁾。しかし、この時期の琉球士族層の動向を、「前近代的な関係を守ろうとしたものの幻想とあがき」として一笑に付し、「一つのエピソード」として軽視あるいは無視することができるのであろうか。牧瀬氏の場合と同様に、当時の明治政府の内務卿・山県有朋もまた、一方では、「該県人（沖繩県人）ノ清国ニ逃走スル者、近来日ニ甚キヲ加ヘ、而シテ其目的トスル所、概ネ琉球藩政ノ復旧ヲ清廷ニ歎願スルニ在リ。此ノ歎願ノ事タル、固ヨリ徒ラニ旧ヲ慕フ不化頑愚ノ徒ノ所業ニ出テ、敢テ県下一般民情ノ傾ク所ニ非ルヲ以テ、別ニ顧慮スルヲ要セサルモノ、如シ⁽¹¹⁾」と軽視しながらも、他方では、牧瀬氏とはちがって、「凡ソ此事ニ与カル者、殊ニ旧藩政ノ際、重要ノ職ニ在リタル者ニ多キヲ以テ、万一二モ清廷其言フ所ヲ信任シ、死灰ヲ再燃シテ、此ニ再ヒ琉案談判ヲ開クニ至ルカ如キコトアラハ、其結果タルヤ実ニ少ナラス⁽¹²⁾」と、やや「大げさに」注目している。しかもまた、山県は「吾政府ノ該県人ヲ遇スル、実に非常特別ノ優

待ニ出テ、事ニ物ニ、概ネ其旧制ヲ存セシメ、敢テ必スシモ一時ニ内地ノ制ヲ移サス、所謂漸ヲ以テ之ヲ化スルノ徳政ヲ施セルニ、彼等猶ホ恋旧ノ迷夢ニ彷徨シ、恣マ、二清国ニ往来シテ、吾政府ヲ誣告シ、其国ニ帰ルヤ、誇張附会シテ清廷ヲ賞賛シ、云々⁽¹³⁾」とも指摘している。

たしかに、明治政府の旧慣温存政策によって、琉球士族層のなかの有禄士族は琉球処分後も「寄生的な特権」を保障され、「非常特別ノ優待」を受けたのであって、個人的な利害関係だけから云えば、なにも「ぼう大な反権力的・反政府的エネルギー」を投入して「寄生的な特権を守る」運動を展開する必要などはなかったのである。にもかかわらず、琉球士族層のなかには、明治政府の保障する「寄生的な特権」にはあえて目もくれず、波濤を超えて清国へと亡命し、清国当局者へ執拗に琉球救国の嘆願を続けるものも少なくなかったのであって、陳情通事・林世功のように、琉球救国のために一命を投げだし、自刃して果てるといういわゆる琉臣殉義事件さえ現出しているのである。琉球士族層を琉球救国運動へ駆り立てたものは、なんであつたのだろうか。ここに、解明されなければならない重要な問題があるように思われる。この問題は「一つのエピソード」として処理されうる性質のものではなく、深く掘り下げていけば、琉球士族層の歴史意識≡民族意識のあり方の問題、延いては琉球の民族問題に帰着するであろう。

むしろ、琉球救国運動へ身を投じた士族たちは、琉球の全民衆を救国運動へ引きこむことには成功しなかつたばかりでなく、士族層全体を結集することさえできなかった。その意味で、琉球救国運動

へ身を投じた士族層の「琉球」意識は、民衆に深く共有されることなく、従って、民衆的基盤にさええられた近代民族への転化（自立・独立）を志向しえないままの中途半端な自己意識に終らざるをえない脆弱性を内包していたといえる。

明治政府の琉球処分は、士族層の「琉球」意識を全民衆へも深く浸透させ、自覚化させる絶好の機会を提供していたにもかかわらず、琉球救国運動へ身を投じた士族たちが自らの「琉球」意識を全民衆に共有せしめることに成功しなかったのはなぜか。そしてまた、このことは、近代以後の沖縄人の自己意識にどのような特質を付与することになったのか。ここに、いま一つの解明されなければならぬ問題がある。この問題は、琉球の歴史的な国際環境の特質に規定されているばかりでなく、琉球内部の社会構造・経済構造のあり方にかかわる問題でもある。

かかる問題へアプローチするためには、まず琉球救国運動そのものの諸側面の全面的な解明と再検討が不可欠の前提となるであろう。かくて、当面、次のような課題が設定されなければならない。

- ① 日本・琉球・清国における琉球救国運動の実体（主体・方法・目標等々）はいかなるものであったか。
- ② 琉球救国運動は、清国ではどのように受けとめられ、日本はこれにどのように対処したか。
- ③ 琉臣殉義事件の真相はどのようなものであったか。それは日本・清国でどのように受けとめられたか。

④ 琉球救国運動は日清外交にどのような影響を与えたか。分島問題の顛末は琉球救国運動とどのようなにかかわりあっているか。

⑤ 琉球救国運動において先島士族を含む琉球士族層の自己意識（民族意識）と国際意識はどのような特質を顕示し、どのように変化したか。

以上の課題を念頭におきながら、とりあえず本稿では①②の課題に則して、琉球救国運動の諸側面へアプローチしてみたいと思う。

一 日本国内における琉球救国運動

一八七二（明治五）年、明治政府は琉球処分へ向けての第一の布石を打った。琉球藩の設置、尚泰の冊封、これである。しかし琉球の王権は最終的には清国の冊封によって支えられていたから、琉球と清国との冊封進貢関係（宗属関係）が維持される限り、明治政府は琉球藩王を国内の各県令と同様の位置に置き、随意に処遇することはできなかった。¹⁴ かくて、琉球処分の最大の眼目は、清国と琉球の宗属関係を断絶することではなかった。

この課題を遂行するために、明治政府が内務大丞・松田道之を琉球へ派遣したのは、一八七五（明治八）年のことであった。この年の七月十日、松田は明治政府の命を奉じて来琉し、①進貢冊封の停止、②明治年号の使用、③藩政の改革、④藩王尚泰の上京、などの明治政府の命令を琉球藩首脳へ伝

達し、すみやかに遵奉するよう要求した⁽¹⁵⁾。青天の霹靂の如き明治政府の論達によって、存亡の危機に直面した琉球では、遵奉か拒絶かをめぐって藩論は沸騰し、人心は動揺した。二カ月の間、松田と琉球藩首脳部との間で、数次に及ぶ談判・交渉が続けられたけれども、琉球側は進貢・冊封の停止命令に執拗に抵抗したため、交渉は不調に終った⁽¹⁶⁾。同年九月十一日、松田はひとまず琉球を引きあげて帰京した。この時、琉球側は三司官池城親方・与那原親方・幸地親方・喜屋武親雲上・内間親雲上・新里親雲上等を陳情特使として松田に同行させた⁽¹⁷⁾。

上京した池城親方らは、東京府下飯田町檜木阪にあった琉球藩邸に到着した。この琉球藩邸は、一八七二(明治五)年、明治政府が尚泰を琉球藩王へ冊封した時に下賜したものであった⁽¹⁸⁾。琉球から派遣された陳情特使たちはこの琉球藩邸を拠点にして、以後、廃藩置県処分の直前までの約三年間、琉球の存亡を堵けた精力的な嘆願活動を展開する。

松田が伝達した明治政府の命令を「未曾有ノ大事件」と受けとめた池城親方らは、まず一八七五(明治八)年十月十五日付の請願書において、琉球・清国関係の断絶命令には「名分情義」の上から納得しかねるので、「危急存亡ノ藩情」を言上して明白な説明を受けるべく上京した⁽¹⁹⁾旨、陳述した。ついで、二週間後の同年十月二十七日、池城親方らは一方で、琉清関係の断絶問題を日本・清国間の問題として清国政府と談判されたしと強調しつつ、他方では国際関係は専ら「信義」にもとづいて処理されるべきであるという立場から、清国・琉球関係も「信義」を失うことのないよう「寛洪ノ御処

置」をとって頂きたいと要請している⁽²⁰⁾。

進貢冊封禁止命令の撤回要請を中心内容とする池城親方らの請願書は、その後もくりかえし執拗に提出されるが、現在、史料的に確認される駐日陳情特使の請願書は、右の二点を除けば、次の通りである。

①一八七五(明治八)年十一月二十九日、池城外七名より太政大臣・三条実美あて、琉清関係断絶の件については、清国政府の承諾書をとるにつけるか、清国政府より琉球の日本専属を公告させて頂きたしとの陳情書⁽²¹⁾。

②一八七六(明治九)年二月十七日、池城外八名より太政大臣・三条実美あて、琉清関係断絶の件については、日本政府より清国政府へ談判するか、琉球より清国へ信義を失わざるよう陳述するか、二つに一つを選択されたしとの陳情書⁽²²⁾。

③一八七六(明治九)年五月十八日、大宜見親方より太政大臣・三条実美あて、琉清関係の断絶は清国への信義を失う故、従い難しとの藩情を考慮されたき旨の陳情書⁽²³⁾。

④一八七六(明治九)年五月十八日、池城外九名より太政大臣・三条実美あて、帰藩命令を受けたるも、琉球の人心安定の道を明示せざれば去就に迷う故、従来通りの日清両属を認められたしとの陳情書⁽²⁴⁾。

⑤一八七六(明治九)年六月七日、池城外八名より太政大臣・三条実美あて、琉球内の刑事・民事

裁判権の接收指令を撤回し、琉球人民相互の事件については琉球藩の裁判権を認められたしとの陳情書。⁽²⁵⁾

⑥一八七六(明治九)年六月十七日、池城外八名より太政大臣・三条実美あて、裁判権接收指令撤回の請願を許可されざるに付、琉球へ通達熟議の上、再度の請願あるべきを御承知されたしとの報告書。⁽²⁶⁾

⑦一八七六(明治九)年八月二十一日、池城外七名より右大臣・岩倉具視あて、琉球人民の憂苦困難の情状を憫察され、琉清関係断絶の命令を撤回されたしとの陳情書。⁽²⁷⁾

⑧一八七六(明治九)年九月十三日、池城外七名より右大臣・岩倉具視あて、副島前外務卿の国体政体不変革の約束にもとづき、刑事・民事裁判権の接收指令を撤回されたしとの陳情書。⁽²⁸⁾

⑨一八七六(明治九)年十月二十七日、富川親方より太政大臣・三条実美あて、琉清関係断絶の命令は大義名分なくして遵奉しがたければ、上京陳情せよとの藩王の命により上京せしに付、願意採択されんことを乞う旨の陳情書。⁽²⁹⁾

⑩一八七六(明治九)年十月二十七日、池城外十名より太政大臣・三条実美あて、琉清関係断絶の命令あるも、信義を守るは各国交際の原則なれば、清国に対する信義名分を失わざるよう処理されたしとの陳情書。⁽³⁰⁾

⑪一八七六(明治九)年十月二十七日、池城外十名より太政大臣・三条実美あて、福建布政司より

接貢船の未着探問の咨文ありたれば、琉球藩より回答するに付、聞き置かれたしとの通知書。⁽³¹⁾

以上のように池城親方をはじめとする琉球の在日陳情特使たちは、一八七五(明治八)年十月から翌七六(明治九)年十月までの一年間、明治政府の太政大臣や右大臣へ十数回にわたって請願書を提出しつづけたわけであるが、明治政府はその都度、「伺ノ趣、難聞屈事」と冷く却下した。この間、「進退維谷⁽³²⁾マリ、去就路ナキ」状況へ追いこまれた池城らは、公的な陳情書の外に、私的なルートを通じても明治政府の要人へ琉球の立場を懸命に訴えている。池城らから「大臣某氏」へ提出されたといわれる「哀訴ノ書簡」⁽³³⁾は、「近事評論」第五号(明治九年七月一日)に全文掲載され、日本国内の民権派のみならず、一般国民の注目するところとなった。この「哀訴ノ書簡」はかなりの長文であるが、その論点を要約すれば、次の通りである。

①琉球は南海の孤島であって、なんら国防・経済に資すべきものを持たず、本来、自立できないのであるが、清国と日本に服属することによって、「守備生済」をなしている。

②日清両大国に服属して「恵郵愛護」をうけてきた琉球は、「信卜義」をもってその「恩沢ニ報セント欲シ」ており、琉球にとっては、「信義」こそ「兵馬軍艦」であり「米粟器皿」であって、「孤島人民ヲ維持永存スル」最大の保障であると考えている。

③琉球は自ら両属国であることを欲しているわけではないけれども、地理的に「大日本・大清両国ノ間ニ在在」し、歴史的にも日清両国に服属してきたので、「大日本国ハ父ナリ、大清国ハ母ナリ、

父母兩國ニ順ナラサレハ以テ人タルヘカラス」と考えている。

④ 明治政府の命令に従って清国への進貢をとりやめれば、「父ニ偏孝シテ母ニ不孝ナルモノ」とみなされ、「臣子ノ道」に反し、「信義ヲ清国ニ棄ル」こととなり、「信義ヲ以テ父母兩國ニ事フルコト」を人民に教えてきた藩王尚泰の立場上、「信義ヲ母国ニ絶セヨ」と言うわけにはいかず、琉球人民も決して受入れるわけにはいかなと言っている。

⑤ 去年、松田道之が来琉した際、「討台ノ役」をめぐる清国政府が日本へ撫恤銀を賜ったことをもって、「清政府ハ琉球ヲ大日本政府ニ譲与スル者ト確認スヘシ」といわれたけれども、「清政府ト議決スル書」には琉球譲与の明文はないし、現に福建布政使から琉球へ「白詔・紅詔」が届いている。

⑥ 松田道之はまた「万国公法ニ拠ルニ、一國ニシテ西属スル者未ダアラス」といわれるけれども、万国公法には「数邦ニシテ一君ニ服属スル者アリ、一國ニシテ数國ニ服属スル者アリ」、ポーランドの如きはオーストリア・プロシア・ロシアの三國に服属しているけれども、ポーランド人民が三國への服属を希望したからではなく、「勢ノ止ムヲ得サル」結果、公法もこれを認めていると考える。

⑦ 琉球の窮状を憫み、北京駐在の日本国公使に訓令して、琉球問題について清国政府と交渉させ、琉球全島は「大日本国ニ專屬」すること、琉球から清国への進貢は廃止することについて、清国政府の承認をとりつけさせて頂きたい。

要するに、日本を父とし、清国を母とする西属国家としてしか生存することができない状況に置か

れている琉球の立場を洞察しつつ、池城等は日本專屬を強要する明治政府の論理に対抗して、万国公法も西属国家の存在を許容しているのではないかと堂々と主張しているのである。池城等のこの書簡を入手して掲載した「近事評論」の記者は、「池城等カ困迫ノ至情、呼ヘトモ達セス、叫ヘトモ通セス、遂ニ滴腔ノ熱血ヲ絞り、之ヲ一封ノ書ニ染メ、……其悲痛哀悲ノ声、淋漓トシテ紙上ニ溢ル、者」ありと同情を寄せつつ、さらに、「吾輩ハ從來、該藩人ヲ目シテ、天下ノ大勢ニ通セス、各国交際ノ条規ヲ弁セサル頑愚如タルモノト思ヒシニ、文中或ハ万国公法ノ条理ニ基ツキ、其現状ヲ縷述スルアルヲ見レハ、其内外ノ事情ニ練達スル者ノ言ト雖トモ、恐ラクハ又此外ニ出サルベシ」と指摘して、池城等の内外情勢に対する見識を高く評価していることに注目しなければならない。

池城等は、琉球の存亡を堵けてあらゆる可能性を模索し、国際情勢を彼らなりに真剣に分析しつつあったのであろう。あるいはまた、日本国内に池城等の主張に共鳴し、秘かに彼らを支援する者もいたようである。池城等の哀訴の書簡が提出されたのとはほぼ同じころ、すなわち一八七六（明治九）年三月二日、飯田町檜木阪の琉球藩邸に、荒川涉・梁魏山・岡野耕治の連名による一通の書簡が投ぜられた。⁽³⁶⁾「明治」政府の措置を誹議し、琉球藩の反抗を使喚⁽³⁷⁾した「堂々数万言」⁽³⁸⁾のこの投書の内容の特徴点をあげれば、

① 日清西属の琉球の立場に理解と同情をよせ、琉日関係と琉清関係のうちどれ一つとして断絶するわけにはいかなという琉球側の主張を、「高義深信」として称賛し、全面的に支持・激励している

こと。

②明治政府の対琉球政策を、ヨーロッパ人の対アフリカ政策の野蛮性と同列において批判し、明治政府は国内過激派の不满を台湾・琉球へ向け、台湾出兵について琉球併呑のチャンスを狙っていると指摘しつつ、狼のような日本の毒牙を免れるために清国への依存を強化すべしと琉球へ勧告していること。

③アジアにおける清国の位置・役割を強調するために、日中関係史に言及し、日本の建国神話と中国史書に依拠しながら、一方では、古代日本の中国王朝への朝貢、神武紀元の虚構性などを指摘するとともに、他方では、中国こそ日本の「祖宗の生地」であり、「人民の祖先」も中国から渡来したとして、日中祖論を強力に展開していること。

④日本は中国の恩義をうけて文明国となりえたにもかかわらず、最近ではその恩義を忘れて中国を仇敵視し、欧米に忠勤を尽くし、あたかもその属国のように振舞い、世界中の物笑いの種になっていると指摘し、明治日本の欧化主義を鋭く批判していること。

⑤幕末から明治にかけて、孝明天皇や明治天皇は攘夷・鎖国論から和親・開国論へ転向するなど、食言・欺罔をくりかえして義人を陥殺し、姦策によって徳川幕府を倒した上、人民を欺いて倒懸の苦しみをなめさせ、怨嗟の声を全国に充満させていると指摘しつつ、食言・欺罔を常とする明治政府の言説に惑わされないように注意を喚起していること、以上である⁽³⁸⁾。

東恩納寛惇は、以上のような内容の書簡を「在留清人の手になりしもの、如し⁽³⁹⁾」と推測しているが、この書簡に署名している岡野耕治・荒川涉・梁魏山は、日中提携論者であって、恐らくこの書簡は、日本人と清国人の合作によるものと思われる⁽⁴⁰⁾。

日本国内の日中提携論者や自由民権派が池城親方らの琉球救国運動とどのようにかかわり、どのように支援したのかは、いまのところ明らかではない。しかし、前掲「近事評論」記者の論評や琉球藩邸への投書は、なんらかのかかわりがあったことを暗示している。日本国内の反政府派と琉球救国運動が結びつくことは、明治政府にとってきわめて好ましからざる事態であった。かくて、明治政府は一八七六(明治九)年五月十日、「其藩官員之内、昨年上京致シ候一行之向、最早御用無之候二付、早々帰藩可致⁽⁴¹⁾」との退去命令を出すにいたった。しかし、決死の覚悟で上京した池城親方らは、明治政府の命令を無視して滞在しつづけ、なお執拗に請願をくりかえした。

琉球藩庁もまた池城らを支援するため、同年四月には新たに書院奉行大宜見親方を、同年九月には三司官富川親方と与那原親方を派遣し、請願運動に加わらせた⁽⁴²⁾。

この間、琉球藩邸へ投じられた書簡の勧告に従ったのであるうか、同年六月には陳情特使の一人・幸地親方が「内命を含みて帰国し」、同年十二月六日には「伊計親雲上蔡大鼎・名城里之子親雲上林世功等と共に伊江島に渡ると號し、本部間切より開洋し、密書を齎して、清国に走⁽⁴³⁾」った。幸地親方らの清国亡命事件は、たちまち明治政府の探知するところとなり、一八七七(明治十)年一月二十二

日、在京の池城親方・富川親方らはこの件で内務省から譴責を受けるにいたった⁽⁴⁴⁾。それからまもなく、同年四月三日、池城親方安規（毛有斐）は東京の琉球藩邸に没した⁽⁴⁵⁾。喜舎場朝賢の「琉球見聞録」によれば、「池城、歎願を呈出すること既に十四回に及びたれども、政府聴許せられず、平居悒悒鬱々遂に病と為て起たざるに至る⁽⁴⁶⁾」という。悶死した池城親方は、琉球救国運動における最初の犠牲者であったといえよう。

池城親方の死後、日本国内における琉球救国運動を指導したのは、富川親方（毛鳳来）と与那原親方（馬兼才）であった。折りしも清国から初代駐日公使・何如璋が、琉球問題交渉の任務をも帯びて来日することになっていた。西南戦争の終結を待って、何如璋の一行四〇名が軍艦海安号で上海をたち、長崎―下関―三津浜―小豆島を経て神戸に入港したのは、一八七七（明治十）年の十二月七日のことであった⁽⁴⁷⁾。「この夜、琉球の密使が軍艦にたずねてきて、琉球は日本の圧迫にくるしんでいるから、なんとかして救ってもらいたいと訴える一幕があった⁽⁴⁸⁾」といわれる。ここにいる「琉球の密使」とは、馬兼才（与那原親方）に外ならなかった。何如璋の随行員の一人・黄遵憲は、馬兼才の来訪の状況を次のように述べている。

光緒三年（一八七七）冬、何如璋等、初めて日本の神戸に抵る。時に夜の四鼓（十二時）、琉球国の臣・馬兼才、徑ちに舟中へ入り、地に伏して痛哭するあり。土音を操つれば謂う所を解せず。時に復た手を揺り、倭人これを聞くあるを慮る。既にして一紙を出す。則ち国王の密勅なり。内に言えら

く、今日貢を阻み、終には必ず国を亡ぼさんと。其れをして救を中国の使臣に求めしむるなり⁽⁴⁹⁾。

与那原親方がどのようにして明治政府の監視をのがれ、東京から神戸まで行くことができたかは明らかでない⁽⁵⁰⁾。

同年十二月二十五日、何如璋一行が入京⁽⁵¹⁾して以後、富川親方・与那原親方らは屢々会見を求め、琉球の危機的状況を陳述し、泣いて援助を要請し、その都度請願書を提出した⁽⁵²⁾。富川親方らの要請を詳細に検討した何如璋は、一方では明治政府（外務省）との外交折衝にのり出すとともに、他方では琉球問題に国際的な注目をあつめるために、琉球の陳情特使らに教唆して日本駐在の欧米各国公使へも請願書を提出するように仕向けた。何如璋の教唆により、富川親方らはアメリカ・オランダ・フランスの日本駐在公使あてに、「小国危急にして、切に約あるの大国に請ひ、俯して憐鑒を賜わらんが事の為にす⁽⁵³⁾」る旨の書簡を提出し、日本の進貢阻止を批判しつつ、「琉球国の一切をして旧に照さしむる」よう「日本に勸諭⁽⁵⁴⁾」してもらいたいと要請した。

富川親方らのこの書簡に対して、アメリカの駐日公使は本国へ照会して処置すると回答し、まもなく帰国したが、フランス・オランダ両国の駐日公使は理解を示さず、親自家のオランダ公使はかえってこれを日本外務省に送付して琉球の困難を倍加させた⁽⁵⁶⁾。日本国内における琉球救国運動の展開によって、琉球問題が国際問題化することを恐れた明治政府は、一八七八（明治十一）年十二月二十七日付で太政官布告を出し、在東京琉球藩吏に対して、「其藩吏、東京在番ノ儀、自今廢止候条、早々

帰藩可致⁽⁵⁷⁾と命じると同時に、松田道之(内務大書記官)を再度琉球へ派遣することを決定し、最終的な琉球処分を急いだ。すでにこの時点で、松田は次のような琉球処分の方略を内務卿・伊藤博文へ提出している。

去ル明治八年、該藩ニ対シ命令ノ個条ノ中、清国へ隔年朝貢使ヲ派遣シ、……清国ヨリ冊封ヲ受ル等ノ儀、被差止ノ条ニ於テハ、歎願ト称シテ今ニ至ル迄遵奉ノ書ヲ呈セス。……其他幸地親方ヲシテ窃ニ支那ニ投シテ密訴セシメ、府下在留ノ藩吏ヲシテ、東京駐劄ノ支那公使ニ密訴セシメ、及び各国公使ニ出入シテ其周旋ヲ要ムル等、隱匿ノ所為ノ如キハ枚挙スルニ遑アラス。依テ此等ノ事件ヲ以テ變革ヲ行フノ条理名義トナシテ、断然、廢藩置県、藩王東京住居等ノ処分アルコトヲ要ス⁽⁵⁸⁾。

一八七五(明治八)年から一八七八(明治十一)年にいたる三年間、東京を中心として展開された琉球救国運動は、皮肉にも、明治政府の琉球処分を急がせる結果を招いたようにみえる。

明けて一八七九(明治十二)年の一月八日、松田大書記官は富川親方・与那原親方らを引きつれて横浜港から出発、同年一月二十五日には那覇港に到着した⁽⁵⁹⁾。

松田道之の再度の来琉の目的は、冊封進貢の停止をはじめとする明治政府の要求事項を、琉球藩に遵奉させることにあった。しかし、松田はまたしても、琉球藩王・尚泰から太政大臣・三条実美あての次のような上申書を受け取っただけであった。

(前略) 敝藩、清国トノ事件、并裁判事務等ノ儀、情義ニ於テ行ハレ難キ訳有之、此程百万歎願仕

タル通ニテ、東京駐劄清国公使ヨリ、敝藩使者等へ情実査問ニ因リ、告明致シ候処、既ニ外務省へ照会相成タル由、就テハ御協議不相成内遵奉仕候儀、清国ニ対シ相済サル而已ナラス、彼ヨリモ謹賀セラルベクハ必定ニテ、進退兩難、秋嘆ノ至ニ堪ヘス(後略)

一八七九年二月三日、この上申書を受取った松田大書記官は、同日ただちに「御遵奉ナキ御主意ト視認メ申候⁽⁶¹⁾」との書面を尚泰へ差し出し、翌日、敦賀丸で那覇港を出発、上京した。折りかえし、熊本鎮台分遣隊四〇〇名、警官一六〇余名、内務官僚四十一名を引きつれ、琉球処分官として三たび松田が那覇港に姿を現わしたのは、同年三月二十五日のことであった。

かくて、琉球救国運動の主舞台は、東京から琉球へ移されることとなったのである。

二 琉球内部における救国運動

一八七五(明治八)年、明治政府の進貢冊封停止命令などが松田によってはじめて琉球藩へ伝えられて以来、すでに琉球藩士族層の内部で、明治政府の命令を遵奉するかどうかをめぐる、微妙な政治的亀裂が生じはじめたことを、松田は次のように分析している。

(前略) 当藩ノ事情ヲ探察スルニ、臣道之、憤然首里城ヲ去リ、将サニ帰京セントスルヨリ、人心頗ル洵々、藩議遂ニ三党ニ分レ、其一ハ、前途政府ノ処分ヲ恐レ、速ニ遵奉センコトヲ論シ、遂ニ或ハ哀訴シテ、以テ臣道之ノ帰京ヲ止メントスルノ勢アリ。是、我カ政府ヲ恩義アリトスルノ党ナリ。

其二ハ、寧ろ我カ政府ノ処分ヲ受クルモ、清国ノ情義ニハ換ヘカタク、又其我カ政府ノ処分ニ於テハ、百方力ヲ尽シテ廟議ヲ止ムルノ策ヲ行フヘシトシテ論ス。是、清国ヲ恩義アリトスルノ党ナリ。其三ハ、遵奉セサルヲ得サルハ既に能ク領知スルト雖トモ、今速ニ遵奉スルトキハ、一二ハ清国ニ対シ信義ノ尽キザル所アリ、一二ハ藩内遵奉セサル党ノ人心ヲ鎮撫スルノ難キニ苦ム。故ニ藩吏一度上京、直ニ政府ニ向テ歎願シ、遂ニ聽許ヲ得サルニ至テ、而シテ遵奉スルトキハ、内外ニ対シテ答弁スヘキノ辞アリトス。是、要路ノ党ナリ。此三党ノ論議紛紜、而シテ遵奉セサル党ノ論議盛ニシテ、間々疎暴ノ挙動ニ亘リ、為是、藩議頗ル困迫ノ状アリ。

要するに、遵奉派Ⅱ「我カ政府ヲ恩義アリトスルノ党」と反遵奉派Ⅱ「清国ヲ恩義アリトスルノ党」と条件付遵奉派Ⅱ「要路ノ党」が形成されたというわけであるが、松田は各党派を代表する具体的な人物名をあげているわけではない。松田の分析に依拠しつつ、仲原善忠もまた次のように分類している。⁽⁶³⁾

- 一、亀川党……前三司官亀川を中心とする一党で反日本親支派（喜舎場〔朝賢〕氏は亀川の内心は反伊江反宜湾だと解説）首里及久米村の上層部。
- 二、漸進派……政庁の当事者で世論を緩和しつつ大勢を誘導せんとする。
- 三、開化党……日和見主義・親日開化党下級士族。

松田や仲原の以上のような分析・分類が、どの程度妥当性をもちうるかは、なお検討の余地があるように思われる。⁽⁶⁴⁾ もっとも、明治政府の冊封進貢停止命令などをめぐって、琉球士族層の内部に亀裂が生じたことは事実であって、遵奉反対派が圧倒的に世論をリードしたことを、喜舎場朝賢は次のように記録している。

此時〔明治八年・松田の第一回来琉の時〕、旧三司官亀川親方（毛允良）は隠居を為し、城府の参集にも出でざりしが、衆官の内、浦添按司・名護按司・津嘉山親方・澤舩親方・小波津親方・翁長親方等の如きは、城府の参集より退く毎に、必ず亀川の邸宅に聚會し、各村士人も来会するもの多く、相共に評議討論を凝し、〔日本〕政府の命令を固く拒絶するを以て主義を定め、団体を結び、党派を立てたり。衆官皆命令を拒絶するを主張すれども、中に就て此党の衆官は後援を得て特に勢焰を逞らし、憚る所なく議論する毎に、必ず主張の長となるを要す。松田の責誅切迫するに随て、益々固く執て舌を振り、喋々喧闐す。三司官は大に驚愕震怖し、議論を為す能はず。呆坐黙居すれば、此党の衆官等は、之を指て怯懦事に堪へざるものと為し、軽慢するに至る。各村士人に於ても、此党のものは議論するに當て胆を張り、目を瞋らし、只我議に随はしむるを務む。少しも其議に反するものあるときは、妄言人を惑はすものとし、甚しきは指名して以て某は日本に同情するものと目し、悪声を加えて之を罵辱す。有識の士は舌を巻き、唇を鎖し、胸中悲歎哀泣するのみなり。⁽⁶⁵⁾

たしかに、遵奉派は遵奉反対派に圧倒されて殆んど沈黙せざるをえず、いわゆる「要路の党」Ⅱ条件付遵奉派もまた遵奉反対派から「怯懦」と非難される情況があり、琉球士族層内部の亀裂は深まり

はじめていたようにみえる。とはいえ、この時点では、遵奉派⁶⁵開化党にせよ、条件付遵奉派⁶⁶漸進派にせよ、あるいは反遵奉派⁶⁷亀川党でさえも、「当藩之儀、……皇国支那へ属し居候」と認識し、阿属国家としての琉球の国際的地位を守りぬくことを、最善の策として追求しようとする点で、共通の立場⁶⁸歴史的認識に立脚していたことにも注目すべきであろう。琉球救国⁶⁹社稷の保持という目標においては一致しながらも、その手段・方法をめぐって亀裂が生じ、各党派は新たな模索を開始したのである。この時、琉球士族層の前には、日本専属か日清両属か清国専属か、三つの選択枝が提示されていたといえる。次善の策として日本専属を主張し、その方向を選択することによって琉球の社稷（国家）を維持しようと判断したものが、「我カ政府ニ恩義アリトスルノ党」⁷⁰遵奉派及び条件付遵奉派であったとすれば、日本専属即社稷（国家）の廃絶と受けとめたものは、遵奉反対派であったといえよう。しかし、一八七五（明治八）年から一八七九（明治十二）年にかけて、明治政府の琉球に対する要求はさらにエスカレートし、遵奉反対派の判断・主張に根拠を与え、その勢力を益々強化した。

一八七九（明治十二）年三月二十七日、琉球処分官・松田道之が首里城にのりこんで、廢藩置県、首里城接收、尚泰上京等の太政官布告を宣告するや、琉球士族層は遵奉派をも含めて、処分反対⁷¹新県政ポイコット運動へ合流した。従って、「従来の通り相勤め申すべし」という木梨県令心得の布達が出されたにもかかわらず、「各役場悉く閉戸」し、「一人も応ずるものなし」という状況⁷²が現出されたのである。むろん、「此時、衆官吏及び士族等には、清国能く軍を起し我を拯ふや否やを疑ふもの」もあつたが、遵奉反対派⁷³「亀川党」は「清国の援兵あるを確信し」、次のような建白書を三司官へ提出している。

松田道之殿よりの御達書、委細拝見仕申候。右事件、御請相成候ては、和議廢藩の形相成可申奉存候間、屹度御断被為成度、此涯の事件は御国家興廢相掛事にて、一統身命を不惜、幾重にも御断の方奉願候。⁷⁴

明治政府の命令を無抵抗のまま受入れたのでは「和議廢藩の形」となり、清国の救援を期待することもできなくなると判断した遵奉反対派は、清国の援兵到来まで、断固として命令拒絶の姿勢を堅持するよう「要路の党」⁷⁵三司官へ要求したのである。三司官等の「要路の党」もまた、「士民一般、心志を固め、日本の命令を拒絶し、以て清国の援兵を待つべし」と決意し、琉球士族層全体の意思を表明するために、次のような嘆願書を琉球処分官・松田道之へ提出している。

先般、両度之御達、遵奉不致二付、廢藩置県ノ御処分被仰付候旨、太政大臣三条実美殿下ヨリ敝主へノ御達書、臣等ニモ拝承シ、必至ト驚愕、手足ヲ措クニ所ナシ。依之哀願スル、恐懼震慄ノ至ニ堪ヘスト雖モ、当藩ハ自ラ開闢シ、素ヨリ君主ノ権ヲ有シ、御内地旧藩トハ相替リ候處、廢藩被仰付候テハ、君臣ノ名義相廢リ、仮令万民身上ハ如何程御撫恤ヲ蒙リ候共、何共安着不罷成、憂心焚ルガ如ク、殆ント死ニ就クノ地ニ立至リ居候次第御座候。先度、敝主ノ呈上シタル願書モ、命令遵奉セサル

訊二ハ無御座、清国ト御協議済ノ間、延期奉願タル儀ニ御座候間、何卒廢藩ノ御処置ハ御仁免被成下度、敝主ニハ御致命拝承スルヨリ、神魂飛散シ、思慮工面モ届兼候付、臣子ノ情節、何トモ緘黙シ難ク、敬威ヲ憚ラス陳情仕候間、幾重ニモ情実御憫察被成下度、泣血奉懇願候。

この嘆願書の内容について注目すべき点は、琉球士族層の「琉球」意識が強烈に表明されていることである。明治政府が琉球処分と引きかえに、たとえどれほどの「御撫恤」を与えようと「安着」できないのだと訴えてやまない琉球士族層の心情は、「当藩ハ自ラ開闢シ」「内地旧藩トハ相替」るといふ「琉球」意識に立脚して表明されていることに注目すべきであろう。しかも、この嘆願書には、那覇・泊・首里・久米村の士族代表各五名、吟味役・申口物奉行から三司官・前三司官に至るまでの上級役人十九名、親方・按司代表十四名、計五十三名の士族が連署している。そのなかには、「遵奉派」の護得久按司なども含まれていることからして、この嘆願書は廢藩直後の琉球士族層の総意を表明したものとみてよいであろう。このような総意を背景に、組織的な県政ポイコット運動が展開されたことを、尚泰の側近の一人であった喜舎場朝賢は、次のように指摘している。

毎日、中城殿に聚会せし旧衆官吏は、松田の命令を辞絶し、国中人心一致して義を守るの方法を講議す。亦各村士族は各学校に集合し、而して各村幹蠱たる者四名宛を選抜し、国学に集め、凡そ松田との応答、及び施行する所の事々、遂一報知せしむ。且志操を固持し、団体を締結し、日本の命に従はずして以て清国の援兵を待つべきことを内命す。是を以て、士族等激昂奮勵し、日本の命令を奉じ、

官禄を受くるものは首を刎ねて赦すことなし、若し其害に逢ひ義に死するものは共有金を以て妻子を撫恤救助すべきの誓約書を製し、人毎に連署捺印せしむ。三地方各間切吏員等も誓約を締ぶこと、亦此の如し。

喜舎場が指摘しているように、琉球全体にわたって組織的な県政ポイコット運動が展開された背景には、旧藩首脳部の「内命」にもとづく「誓約書」があった。

琉球処分官・松田道之もこの事実を看破していたが、琉球士族の抵抗を断固として排除しつつ、首里城の接收（三月三十一日）、尚泰上京延期嘆願のための尚典の上京（四月二十七日）、ついで尚泰自身の上京（五月二十七日）を実現するとともに、他方では旧藩役人からの事務引継ぎ作業を次々に遂行していった。しかし、この間にも、誓約書にもとづく県政ポイコット運動は継続され、宮古島のよなな離島でさえも、次のような「誓約書」が作成されている。

一、大和人御下島、大和江致進貢候様被申付候者、当島ハ往古ヨリ琉球江進貢仕候以来、段々蒙御鴻恩申事ニテ、何共御請難成段、致返答、何分相威シ候共、嘗テ相断可申事。

身命ヲ不惜、可相断事。

一、大和人ヨリ押々役職被申付候共、則ニ相断可申事。

一、大和人ト内通之儀ハ、一切致間敷事。

右條々、相背候者共、所中ニテ本人者身命打禿シ、父母妻子ハ流刑可致候。依テ誓詞如件。

宮古島では、このいわゆる血判誓約書にもとづき、誓約書違反者を凄惨なりんチにかけて殺害するという事件⁽⁷⁷⁾が発生したことは周知の通りである。⁽⁷⁸⁾このいわゆる「サンシー事件」は、県政ポイコット運動が暴動へ転化した唯一の事例であるが、那覇から出動した警官隊が首謀者を逮捕するや、事件はあつてなく一件落着した。

宮古島の「サンシー事件」を契機に、明治政府⇨沖縄県当局は、県政ポイコットを続ける琉球士族層への武力弾圧にのり出した。明治政府の命令に違反して勝手に旧来通り租税を徴収したという理由で、同年八月十八日の旧物奉行・安室親方の逮捕を皮切りに、「百有余名」の指導的な士族たちが次々に逮捕されて拷問にかけられた。拷問の状況を喜舎場朝賢は次のように記録している。

其拷札は、繩を以て両手を縛繋し、屋梁に懸け、杖朴を以て痛く毆撃す。其苦楚、慘酷を極む。放聲啼哭二三町に聞ゆ。之を聞くや、人皆疾首疼胸し、戦慄震懼せざるなし。累絨杖朴の痕、皮肉綻破、腐爛したり。⁽⁷⁹⁾

このような徹底的な逮捕、拷問の嵐に襲われた琉球士族層は、「仮にその〔日本の〕命令に応じ、以て清軍を待つべし」と決議し、同年九月二十九日、三司官の浦添親方・富川親方らは、遂に沖縄県庁顧問官への就任を承諾するにいたった。⁽⁸⁰⁾かくて、組織的な県政ポイコット運動は、中止されることとなる。もっとも、尚泰上京の前後から、すでに再び琉球士族層の内部の亀裂がひろがりはじめてい

た。松田の密偵の報告によれば、「従順党」と「激党」の「党派ニツニ相成、軋轢甚タシキ由」とか、「首里士族ハ是迄ノ盟約決議シタル通り、毫モ変ル志ナク、飽迄抗敵スルノ所存ナリ」、「久米村ノ士族輩ハ首里ノ景況ヲ見合ヒ居ル模様ナリ」という情報を伝え、あるいはまた、「要路者ト云ヒ、下々ノ有志輩ト云ヒ、皆其心中ヲ分析スレハ、今度ノ事ハ歎願採用ナキ故、一時命ニ従フベシト思フ者十二八九ナルベシ」と推測している。⁽⁸¹⁾

旧藩王尚泰の上京、浦添・富川らの恭順表明、県庁顧問就任等の事実は、琉球士族層の抵抗の意志をにぶらせたとはいえず、「飽迄抗敵」すべしと主張する遵奉反対派⇨「激党」の勢力は根強く、浦添・富川らの「要路者」にしても、一時的な戦術転換として恭順表明したにすぎず、なお執拗に新たな琉球救国の方策を模索しつづけていた。武力をもたない琉球士族層にとって、自力による救国が不可能である以上、全面的に清国の救援に依頼せざるをえず、清国への政治亡命、清国政府への嘆願にすべてを賭けざるをえなくなった。かくて、琉球救国運動の主要な舞台は、琉球内部から清国内部へ拡大されることとなる。

三 清国内における琉球救国運動

琉球処分前後に清国へ亡命して清国政府当局者へ琉球救国を嘆願した琉球人のことを、一般に脱清人と称している。しかし、脱清人という呼称は、琉球人の清国亡命を取締る側の明治政府⇨県当局が

採用したものであって、本来の字義からいっても不適切であるので、ここでは「脱清」を渡清あるいは清国亡命に置き換え、「脱清人」を亡命琉球人と称することに⁽⁸²⁾する。

琉球人の清国亡命事件、あるいは亡命琉球人の帰還事件は、一八七六（明治九）年から日清戦争後の明治三〇年代前半に至るまで、連続として続いた。その間、延数百名の琉球人が琉球・清国間を秘かに往来したと思われる。琉球人の渡清が密航・亡命とみなされたのは、むしろ琉球処分⁽⁸³⁾の過程で、一八七五（明治八）年に進貢冊封の停止命令が出され、ついで琉球人へも明治政府の発行する渡航旅券の携帯が義務づけられるようになったためである。その結果、一八七四（明治七）年に定期の進貢使節として派遣された国頭盛乗（毛精長）以下八名は、接貢船未着のため帰琉することができず、福州に滞在することとなった。

明確な政治的意図をもって密航・渡清した最初の琉球人は、幸地親方朝常（向徳宏）・伊計親雲上（蔡大鼎）・名城里之子親雲上（林世功）らであった。前述のように、一八七五（明治八）年九月から翌年の五月まで約八カ月間、日本国内で池城親方・与那原親方らとともに琉球救国喚願運動に奔走していた幸地親方が、池城親方らの「内命を含みて帰国」したのは、一八七六（明治九）年の六月のことであった。同年十二月十日、幸地親方（向徳宏）は琉球国中山王尚泰名の咨文を携え、伊計親雲上（蔡大鼎）・名城里之子親雲上（林世功）らを引いて本部間切から出航し、清国の福州へ向った。向徳宏らの渡清目的は、明治政府の進貢冊封停止命令のため接貢船を派遣できない事情を説明するこ

とにあった⁽⁸⁴⁾。

向徳宏らは風浪に遮られて翌一八七七（明治十）年三月末～四月初にようやく福州へ到着し、福建海防同知を経て福建布政司あてに、持参した尚泰名の咨文を提出した。光緒二年十月十五日（一八七六年十一月三〇日）付の尚泰の咨文は、接貢船未着についての福建布政司の照会を引用した後、次のように回答している。

咨文ノ趣、誠ニ以テ憲徳周詳、感激地無キモノナリ。然ル処、昨年六月八日、倭国ノ使節、国ニ到リ、確乎ト将来天朝ニ入貢シテ即位ヲ慶賀シ、王爵ノ封ヲ請フ事ヲ杜絶シタリ。……乃チ今、倭国ノ令ヲ聴テ、敢テ自ラ臣ノ身ニテ先シテ朝貢ヲ絶タハ、上ハ恩義ニ背キテ臣子ノ道ニ協ハス、下ハ志業ニ悖リテ先人ノ羞辱ヲ遺ス。何ノ面目アリテ天地ノ間ニ立ンヤ。……昨年八月十二日ニ法司官毛有斐〔池城親方〕ヲ遣シ、本年三月十九日紫巾官向邦棟〔大宜見親方〕ヲ遣シ、先後ニ倭国ニ到リ、再三辞退ヲ請フト雖モ、聴従ヲ得ス。然ルニ本年六月六日ニ至テ、……直チニ文書ヲ敵国に伝ヘテ、進貢ヲ杜絶スル一件ハ、日本ノ国体権ニ関係スルヲ以テ、琉球ハ之ヲ固辞スト雖モ、決シテ聴従セスト云ヘリ。因テ直ニ法官毛鳳来〔富川親方盛奎〕ヲ遣シテ、倭国ニ存留スル毛有斐等ト協同シテ、頻リニ辞退ノ事ヲ請ヘトモ、仍ホ未タ聴従セラレス。……本爵、使ヲ遣、情ヲ告ント欲スト雖モ、更ニ計ノ施ス可キ無ク、日夜焦心、寢食俱ニ廢セルニ際シ、幸ニ貴司ノ照料ノ周詳ナルアルニ因テ、遂ニ咨覆ノ事ヲ倭国ニ報知シ、方サニ情ヲ告ルノ便ヲ得タリ。此ニ由テ、特ニ陪臣紫巾官向徳宏、都通事蔡大

鼎、通事林州功等ヲ遣シ、細ニ情状ヲ具シ、摠督巡撫ノ二院ニ投請シ、奉ジテ聖猷ノ百般照料アラシム事ヲ請フ。⁽⁹⁸⁾

この尚泰名の咨文は、福建布政司から閩浙總督何璟・福建巡撫丁日昌へ転送された。何・丁両名は向徳宏からも詳細に事情を聴取したうえで、同年六月二十四日（光緒三年五月十四日）、「琉球国は日本の阻貢に因り、密に陪臣を遣わし、閩に赴きて顛請せしむれば、情に據りて陳奏⁽⁹⁹⁾」する旨の上奏文を提出し、⁽⁹¹⁾ ここにはじめて琉球問題が清国政府の当面の外交課題として浮上するにいたった。この時、何・丁両名は上奏文において「日本ニ出使セル何如璋等ヲシテ、日本ニ於テ琉球ハ従前ヨリ我藩屬ニシテ日本其朝貢ヲ阻ムヘキニ非サル旨ヲ凱切ニ談判セシムルト共ニ、泰西各国駐日使臣ヲ会シテ國際公法ニ照ラシテ與ニ曲直ヲ評セシメ⁽⁹²⁾」よ、と提案しているのであるが、この提案は恐らく向徳宏らの意向を汲んで案出されたものである。蓋し、一八七五（明治八）年から翌年にかけて明治政府との談判交渉に當つた向徳宏は、すでに琉球問題を日琉間の問題とするのではなく日清間で解決するように主張し、⁽⁹³⁾ また万国公法のもとでも両属国家の存在は許されていることを強調していたからである。⁽⁹⁴⁾

清国の初代駐日公使・何如璋や琉球の駐日陳情特使らは、何・丁両名の提案の線に沿って、琉球問題を國際問題化すべく奔走したわけであるが、このことがかえって明治政府に琉球処分を急がせる最大の要因となったことは、前述の通りである。

この間、向徳宏らは直接天津・北京へ赴いて清国政府当局に陳情することを許されず、前進貢使・國頭盛乗（毛精長）らとともに空しく福州に滞在せざるをえなかった。琉球処分のニュースが福州滞在中の向徳宏らに伝えられたのは、まず光緒五年（一八七九年）閏三月、福州に漂流してきた琉球難民たちによってであった。⁽⁹⁵⁾ 「心神昏乱シテ手足措ク處無シ⁽⁹⁶⁾」という状態に陥つた向徳宏らは、氣を取り直してただちに琉球救国のための嘆願運動を開始した。まず、蔡大鼎等が北上して李鴻章に「苦衷ヲ陳へ」た。ついで、同年六月六日（光緒五・四・十七）、東京駐在の与那原親方（馬兼才）から琉球世子・尚典の密書を託された福建商人が福州へ到着し、「迅速ニ北上シ、瀝血呼天、断シテ一刻モ之ヲ緩カセニスル勿⁽⁹⁷⁾」れとの密命を伝えるや、向徳宏はただちに剃髪改装して北上し、同年六月二十一日（光緒五・五・二）天津に到着した。⁽⁹⁸⁾ 二週間後の七月三日（光緒五・五・一四）、李鴻章に面会して「初次稟稿」を提出した向徳宏は、つづいて同年七月二十三日（光緒五・六・五）にも「第二次稟稿」を提出し、⁽⁹⁹⁾ 重ねて琉球救援を嘆願した。これ以後、向徳宏をはじめとする亡命琉球人たちの清国当局者への嘆願は、一八八〇年代を通じて連綿として続けられることとなる。

福建商人が東京滞在の世子・尚典の密書を福州の亡命琉球人たちに届けてから一ヶ月後（光緒五年五月）には、琉球在留の王弟・尚弼から派遣された向廷槐等が福州へ到着、ついで光緒五年八月五日、七日（九月二十日、二十二日）にも向好問・金德輝・楊逢春らが福州へ到着し、尚典・尚泰の上京や日本兵・巡查の世子宮（中城御殿）突入、逮捕・掠奪・蹂躪の様相を報告してきた。⁽¹⁰⁰⁾ 置県処分後の琉

球から次々ともたらされる悲報にいたたまれなくなった國頭親雲上(毛精長)は、同年九月二十九日(光緒五年八月十四日)、蔡大鼎・林世功等とともに北上、向徳宏の後を追って天津・北京へ向った。毛精長が林世功に代筆させた「由閩北上実録」⁽¹⁰⁾によれば、毛精長・蔡大鼎・林世功らは一八七九年九月二十九日(光緒五年八月十四日)の夜半に福州の万寿橋を出発し、上海(十月二日)、烟台(六日)、太沽(七日)、紫竹林(十一日)、天津(十二日)、楊村(十六日)、張家湾・家坪(十八日)を経て、同年十月十九日(九月五日)に北京へ到着している。

二十日間にわたる毛精長らの足跡を記したこの「実録」のなかで、特に注目すべきことは、第一に、毛精長らの一行のなかに謝維垣らの清国人が加わっていることである。今回の毛精長らの北上は清國当局の許可を得て決行されたわけではないから、謝維垣らは公務として参加したわけではなく、亡命琉球人の救国の熱意に共鳴して、私的な立場から加わったものと思われる⁽¹¹⁾。第二に、十月十二日に天津で向徳宏と落合った毛精長らは、すでに前米大統領グラントの調停によって、琉球分島の問題が日清兩國の間で検討されつつあることを知らされたという事実⁽¹²⁾に、注目しておかねばならない。

むしろ、この時点では、まだ日清兩國の正式の外交交渉は開始されておらず、分島問題も明確な形で提起されていたわけではない⁽¹³⁾。すでに六月の時点で李鴻章と面会して以後たえず接触を続けていた向徳宏は、李鴻章を通じて琉球問題をめぐる日清間の主張と解決案の概略を知りえたであろう⁽¹⁴⁾。しかし、この時点で向徳宏・毛精長・蔡大鼎・林世功らの亡命琉球人が、分島問題をどのように

受けとめ、どのように対処しようとしていたかは明らかではない。

天津で落合った向徳宏と毛精長らは、琉球救国運動の方法や役割分担をも協議したものである。向徳宏は天津において李鴻章と接触を続けつつ嘆願をくりかえし、毛精長らは総理衙門や礼部へ嘆願すべく北京入りした。北京到着の三日後、即ち一八七九年十月二十二日(光緒五年九月初八日)に毛精長・蔡大鼎・林世功は総理衙門へ最初の嘆願書を提出した⁽¹⁵⁾。それ以来一年余にわたって十回もの嘆願書が総理衙門・礼部あてにくりかえし提出されている。この間、琉球問題をめぐる日清外交交渉は水面下から浮上し、一八八〇(明治十三・光緒六)年八月以後、北京において総理衙門と日本全権公使・宍戸璣との間に正式の折衝が開始され、琉球列島の分割と清国内地通商権の取引を内容とする分島改約案が討議の対象とされるにいたったことは、周知の通りである⁽¹⁶⁾。北京滞在中の毛精長らが分島交渉のニュースに接したのは、福州滞在中の前進貢都通事・蔡徳昌(湖城里之子親雲上)らの書簡によつてであった。毛精長らから提出された一八八〇年九月二十八日(光緒六年八月二十四日)付の総理衙門あての嘆願書⁽¹⁷⁾によれば、

頃、留閩前進貢都通事官・蔡徳昌等の函に拠るに称すらく、本年七月、復た漂風の難人等、閩に抵るあり。当即に國情を詢訊したるに、仍ち前由に同じ。但、伊等風聞するに、日本、球土を三分し、其の二を還給し、或いは属島を割與し、〔王を〕立てて琉球と為さんとす等の語あり。〔毛精〕長等、信を聞するの下、驚怕に勝えず。伏して念ふに、……夫れ三府二十八島を以て國を立つるは

尚お難し。況んや土を割き島を分かつては、將た又何を以つてか国を立てん。既に以て国を立つるに足らざれば、名は存というとも雖も、何んぞ亡に異ならんや。

とあり、琉球分島案に対する激しい反対意見が展開されている。毛精長・蔡大鼎・林世功の連名によつて提出されたこの嘆願書が総理衙門に受理されたのかどうかは不明であるが、総理衙門は毛精長ら亡命琉球人の必死の反対陳情を無視して、同年十月二十一日、宍戸璣との間で分島・増約案を議定してしまつた。亡命琉球人たちにとつて、事態はもはや絶望的であるかのように思われたのであろう。亡命琉球人の一人・林世功は、回天の奇策として決死の陳情を決意し、同年十一月二〇日（光緒六年十月十八日）、「一死を以て天恩を泣請し、迅かに（國）主を救い國（土）を存せらるるを賜わり、臣節を全うせんが事の為にす」る旨の決死の嘆願書を総理衙門あてに書き遺して、壮絶な自刃を遂げた。⁽¹⁰⁾

一八七七（明治十）年の東京に於ける池城親方（毛有斐）の悶死について、北京における林世功の自刃は、琉球救國運動のなかに散つた第二の犠牲者の事例であつた。林世功の自刃は、同日、蔡大鼎から清国当局へ「報明」されたが、清国当局は「此れ誠に忠臣にして、実に憫む可きに属す」として、白銀二百兩を与え、張家湾に丁重に葬らせたといふ。⁽¹¹⁾

林世功の自刃が清国政府の政策決定にどれほどの影響を与えたかは確定しえないけれども、周知のように、その前後に清国内部で分島改約案をめぐる論議が沸騰し、李鴻章・陳宝琛らの調印回避もしくは延期論が大勢を占め、日本側の調印督促にも応じる気配をみせず、ついに翌一八八一（明治十四）年一月二日、宍戸公使の北京引きあげ帰国という事態に發展し、琉球分島の危機もひとまず回避されるにいたつた。⁽¹²⁾

分島改約案の調印回避によつて、一方では、「琉球処分問題ますます紛糾／清国廟堂は開戦主義に傾く」などの報道があいつぎ、日清間の緊張はかえつてたかまつたが、他方では日清両国の内部事情に規制されて開戦回避の努力も続けられ、なお依然として分島改約案を基礎とする問題解決の方向が模索された。たとえば、同年三月五日（光緒七年二月初六日）、清国では次のような上論が出されている。

原議（分島改約案）の商務は一体に均沾すとの一條は、日本との約章〔日清修好条規〕には無き所たり。今、西国との約章を援照して辦理せんとするは尚お必ずしも行なうべからざるには非ず。惟だ、此の議は球案より起り、中国は球を存するを以て重と為す。若し議する所の如く、兩島を画分すれば、球祀を存するの一層に於て、未だ妥善に臻らず。総理各國事務衙門王大臣に著して、再び日本使臣と悉心妥商せしめ、球案の妥結を俟ちて、商務は自ら議すべし。⁽¹³⁾

改約案（利益均霑条項）は必ずしも承認できないわけではないけれども、分島案は「妥善」ではないから日本と再交渉せよというこの上論をうけて、李鴻章は同年十二月から翌一八八二（明治十五）年三月にかけて天津駐在日本領事の竹添進一郎と内談をかさね、琉球問題の新たな解決方法を模索す

る。

清国皇帝の上諭は清国内の亡命琉球人だけでなく、琉球内で救国運動に奔走しつつあった士族層をも勇気づけたであろう。しかし、明治政府の側は、あくまでも分島改約案を基礎とする解決案を模索し、「不得已ハ、一時尚泰ニ暇ヲ賜ヒ、……彼ノ切望ニ依テ清国ニ転籍セシメ」、改約案（利益均霑条項）と引き替えに、宮古・八重山の割譲、清国による尚泰の冊封を「黙認」するつもりであったから、「琉球」としての民族的・国家的復旧に救国をめざす琉球士族層にとつて、事態は依然として危機的であった。かくて、亡命琉球人の救国嘆願運動は益々強化されることとなる。

林世功の自刃後も、向徳宏・毛精長・蔡大鼎らは天津・北京・上海・福州などを往来しながらなお精力的に救国運動を展開した。⁽¹⁸⁾ 何如璋の後任として第二代の駐日公使に任命された許景澄が、請安（赴任挨拶）のために参内した機会をとらえて、毛精長・蔡大鼎は一八八一年二月二十二日（光緒七年一月二十四日）、許景澄あてに「日本へ赴任の後明治政府と談判し琉球の復旧に尽力されし」との請願書⁽¹⁹⁾を提出し、ついで同年三月十五日（光緒七年二月十六日）には、大学士・左宗棠あてに「琉球分島案に反対し、日本征討の師を興して琉球を救済されし」との請願書⁽²⁰⁾を作成している。この左宗棠あての請願書において、分島条約が成立すれば、「敝国、此れ名は立国にして、実は国無きと異なるなし。其の儀、万（が一にも）遵従しがたし」と強調し、分島案に断固たる反対の意思を表明していることに注目しなければならない。この嘆願書が作成される十日前には、分島改約案を再協議す

べしとの上諭が出されていることから、毛精長・蔡大鼎はそのチャンスをとらえて再び分島案反対の意思を表明したものと思われる。

しかし、日清両国は依然として分島改約案にもとづく琉球問題の結着を志向しつつ、一八八二（明治十五・光緒八）年に入ると、新任の駐日公使・黎庶昌が分島案を多少手直した上で、在日琉球人たちにこれを受け入れるように働きかけている。このニュースをキャッチした毛精長・蔡大鼎は、同年五月一日（光緒八年三月十四日）、総理衙門あてに、「新任駐日公使・黎庶昌の琉球分島案に反対し、琉球全境の回復のために日本遠征軍を派遣されし」との請願書を提出し、「全境を復さざれば、以て国を立つるに足らず」と強調して、あくまでも琉球の全面復旧を要求しつつ⁽²¹⁾。

この間、琉球・清国間を往来する琉球士族層も著しく増加し、とりわけ琉球内の救国運動の指導的立場にあったものが陸統として渡清・亡命する。

一八八二（明治十五）年一月、富名腰朝衛（旧親雲上・山奉行筆者）外八名が国頭間切安波村から与那国島経由で渡清⁽²²⁾したのに続いて、同年三月には富川盛奎（旧三司官）ら数名が宮古島経由で渡清⁽²³⁾いづれも同年五月には福州琉球館へ到着し、在留の亡命琉球人たちと合流した。翌一八八三（明治十六）年の九月から十月にかけて、浦添朝忠（向有徳、旧按司奉行）・富盛朝直（旧親方）・沢岷安本（金培養、旧親方）らの四十二名が陸統として渡清・亡命し、同年十一月二十六日福州琉球館に到着⁽²⁴⁾した。このような渡清亡命者の激増に対処するために明治政府は翌一八八四（明治十七）年の二月に

は尚典を、八月には尚泰自身を帰琉させ、琉球士族層の宣撫工作に当らせた。五年ぶりに明治政府の意をうけて帰琉した尚泰は、琉球士族層に対して、清国への亡命を企てる者は「心得違ひの者」であり、明治政府へ恭順すべしと説教した⁽¹²⁾。にもかかわらず、同年三月には宜野座朝義（親雲上）外六名、同年八月には幸地朝瑞外数名、同年九月には亀川盛棟（里主）以下四名が相い継いで清国へ亡命し、翌一八八五（明治十八）年旧三月には、「仮令、君ノ命ナレバトテ、国家ノ為メニハ從ハサル事モアルモノナリ」と豪語して憚らなかつた琉球内の救国運動の指導者の一人・津嘉山親方も、ついに渡清亡命するにいたつた。

かくて、亡命琉球人が著しく増加するにともない、清国内の琉球救国運動は福州・天津・北京などを拠点に組織的に展開されることとなった。一八八三（明治十六、光緒九）年八月に琉球國王の密咨を持参して渡清亡命した向文光・魏元才らは、福州から北京へ赴き、同年十二月三日（光緒九年十一月四日）、礼部あてに「琉球亡国の惨状に鑑み速かに日本遠征軍を派遣されし」との請願書を提出し、そのなかで次のように強調している。

（前略）伏して思うに、国家滅亡してより以来、……生民の塗炭は已に極まり、敝國主は痛ましくも苦辱を受く。臣子たる者、豈に坐視するに忍びんや。肝腸裂け砕けんばかりに千思万慮するも、策の施すべきなく、……苟に天子の赫威に仗るにあらざれば、従りて別に籌策あるなし。云々。

自力による救国が不可能である以上、清国の「赫威に仗る」以外に方法はないと判断した琉球士族層は、清国内の救国運動にすべてを賭けざるをえず、万難を排して次から次へと渡清亡命したわけである。北京駐在の榎本公使が放つた密偵・喬文彬（清國人）の一八八三（明治十六）年時点の報告によれば、「東楮市口ノ慶隆棧ニ琉球國人ニケ年以前ヨリ常住スル事、大概十二三人ニ下ラス。而シテ均シク中国ノ衣裳ニ換エ、内、毛氏（第一大員ニ似タリ、六十余歳）、楊氏（第二大員ニ似タリ、五十余歳）……此二人ハ二年前ヨリ同棧内ニ住シ、都内ヲ出デシ事ナシ。其他ハ大概二ヶ月或ハ三ヶ月毎ニ二人又ハ三人北京ニ来リ、又ハ北京ヲ去リ、輪流来往シテ常住セシ者ナシ」と指摘されている。

喬文彬の報告を受けた榎本公使は、「衆人ノ指目スル通り、復琉歎願ノ為来居ル者タルヘキニ似タリ」と推測しつつも、「歎願書ヲ上呈シテ氣永ニ清廷ノ指令ヲ待ツ者ト為スモ、二三ヶ月毎ニ輪流来往シテ、互ニ声息氣脈ヲ通シ居ルハ、何等之因ニ生スル歎」と疑い、さらに「現下福建ニ在ル琉球館ニ琉人三十七名アリ。内二名ハ女子ナル由。……現下福州之琉球館ニ在ル者ノ中ニ該王子（尚泰の叔伊江王子）交リ居リ、当表居留シ、毛揚ニ氏并ニ本國之餘党ト氣脈ヲ通居候事歎ト被察候。将夕毎度京報ニ出候琉球漂民ナル者モ、其実ハ伊等通信ノ密使タルモ不可測」と警戒している。

密偵・喬文彬の報告にいう毛氏とは、毛鳳来（富川親方）か毛精長（國頭親方）のいづれかであろう。毛精長は一八八三（明治十六）年の前半にはまだ北京に居た可能性もあるが、同年の後半には福州へもどっていたものと思われる。同年十二月十日、向徳宏（幸地親方）・向有徳（浦添親方）・向徳裕（識名親方）・金培養（沢岬親方）らとともに、毛精長（國頭親方）も加わって、八名の連名で

「旧藩王ハ琉球へ取戻シ、琉球国体も復旧候様、清國政府ヨリ日本政府へ御談判相成度⁽¹³²⁾」との嘆願書を福州総督・巡撫・布政司・海防官へ提出したといわれる。清仏戦争のさなか、馬尾海戦によって福州海軍が壊滅した直後の一八八四年九月七日（光緒十年七月十八日）、主戦派の左宗棠が督辦福建軍務に任命され、海防立直しの任務を帯びてまもなく福州へ赴任してきた。この機会をとらえて、福州琉球館に滞在中の亡命琉球人たちは、左宗棠あてにくりかえし請願書を提出している。たとえば、同年十二月十五日（光緒十年十月二十八日）、向徳宏・向有徳・蔡徳昌・鄭輝煌・金徳輝は連名で、フランス軍征討のためのベトナム駐留清軍を日本遠征に振り向けられたしとの請願書⁽¹³³⁾を提出し、そのなかで次のように強調している。

日（本）人、敵国〔琉球〕および朝鮮において先に蚕食を肆にするが故に、法人〔フランス人〕、越南において即ち鯨吞せんと欲するなり。乃るに、朝鮮・越南は均しく保護を蒙るも、敵国は順を効すこと二百余年なるに、一旦にして日（本）の滅ばす所と為る。

向徳宏ら亡命琉球人たちは、東アジア冊封体制内の琉球・朝鮮・越南問題の相互連関性を洞察し、明治政府の琉球・朝鮮に対する侵略がフランスの越南侵略を誘発したことに注目しながら、朝鮮・越南においては清国軍の派遣によって問題が解決されたにもかかわらず、独り琉球問題のみまだ解決されるにいたっていないという認識を示していることに注目すべきであろう。馬尾海戦における清国海軍の敗北を見聞していたはずであるにもかかわらず、亡命琉球人たちには、清仏戦争において清国が

敗北したという認識はまだなかったようである。

清仏戦争がほぼ終結に近づき、清仏間でその戦後処理が検討されつつあった一八八五年四月九日（光緒十一年二月二十四日）にも、向徳宏らは左宗棠あてに琉球救援軍派遣要請の請願書⁽¹³⁴⁾を提出し、そのなかで次のように強調している。

（前略）伏して惟^{まも}に、候中堂〔左宗棠〕、入りては機宜に賛（与）し、出でては軍務を総ぶ。聖朝の柱石たること久しくして、已に上俞下頌す。幸いにも、師を閩中に視れば、敵国〔琉球〕は正に（管）轄下に在り。此れが為めに（心）情を（披）瀝し、……迅^よかに皇上に奏明するを賜わり、兵輪船二三艘を簡派して先づ敵国に往き、日（本）人を問罪せられんことを懇求す。敵国、懦なりと雖も、人民久しく敵愾して仇を同にするを矢^{ちか}う。仰ぎて王師の球境に下臨するを見れば、自ら当に竿を掲げて木を斬り、死を効^たして前駆し、尽^{こと}く日（本）人を（驅）逐して境を出すべし。……倘し俯准を蒙らば、（向徳）宏、嚮導に充^{あた}わらんことを願う。云々。

亡命琉球人たちは主戦派の左宗棠に期待とある種の幻想を抱いていたようである。左宗棠の福州滞在を、琉球救国の絶好の機会ととらえたのである。同年五月二日（光緒十一年三月十八日）には、琉球から渡清亡命したばかりの救国運動のリーダーの一人・津嘉山親方も、同趣旨の請願書を左宗棠と福州総督へ提出したといわれる⁽¹³⁵⁾。その三日前に、幸地親方（向徳宏）は伊計親雲上（蔡大鼎）・豊里親雲上・渡久山里之子らをひきつれて「総理衙門へ歎願ノタメ北京へ向ケ出発⁽¹³⁶⁾」した。伊計親雲上

(蔡大鼎) にとっては、三度目の北京行きであった。

琉球救国運動を展開しつつあった亡命琉球人たちのうち、一八八五年の時点で、北京に滞在していることが確認されるのは、富川親方(毛鳳来)・伊計親雲上(蔡大鼎)・國場親雲上・祝嶺親雲上・花城親雲上と従者二人、それに「通事清国人一人」の計八名であり、天津に滞在しているのは、富盛親方・幸地親方・嵩嶺親雲上・上江州親雲上・吉里親雲上・与坐親雲上・豊里親雲上・渡久山親雲上・伊計親雲上の計九名であり、福州琉球館に滞在しているものは、浦添按司・津嘉山親方・湖城親雲上・嵩島親雲上その他の従者や船頭水夫をも含めて三〇余人であった。⁽¹⁸⁾ 確認されるだけでも数十名の亡命琉球人たちが清国内で琉球救国運動を展開しつつづけていたわけであるが、琉球との往来・連絡に従事しつつあった琉球人をも含めれば、救国運動に挺身した琉球人はさらに多数にのぼるとおられる。これら琉球人の救国運動に対して、明治政府や清国政府はどのように対応したのであろうか。

四 清国亡命琉球人と日本・清国

1 明治政府の亡命琉球人への対応

國頭親雲上(毛精長)らの琉球最後の進貢使が派遣された一八七四(明治七)年頃から、明治政府は清国における琉球人の動向に気を配りはじめた。⁽¹⁹⁾ 進貢使派遣停止命令が出される一カ月前の一八七五(明治八)年四月、清国厦門駐在の日本領事・福島九成から外務卿・寺島宗則へ「琉球人處分上二

付伺書」⁽²⁰⁾が提出されている。その内容は、要するに、①福州琉球館の処分は当分見合わせるとしても、当地で清国人に雇用されている琉球人はどのように取扱うべきか。②漂着の琉球人の取扱いに付、清国官員から異議申立てがあった場合、談判してもかまわないか。③外国人が遭難琉球人を救出して清国官員へ引渡した場合、こちら側から直ちに問い合わせるべきか。④琉球人が外国人に不法を働いた場合、日本人取扱規則に準じて処分してもよいか。⑤清国人の琉球人に対する残酷な処置について外国人から報知された場合、談判してもよいか、という伺である。福島領事のこの伺に回答すべく、同年四月二十五日、寺島外務卿は三条太政大臣へ次のように上申した。

(前略) 一体、琉球藩御處分之儀、未充分御行届不相成候内は、外国へ被為対、明白之處置モ致兼候場合モ不少、北京表鄭臨時代理公使引合筋ヲモ、先為差扣置候位之儀ニ御座候得ハ、別紙伺之趣モ矢張手心ヲ以為取扱候ヨリ外有之間數奉存候間、総而琉球人ヨリ自身我公館へ及依頼候歟、又は外国人ヨリ直ニ我公館ニ報告いたし清国官吏之手ヲ不經もの之外ハ、先打捨置候様、可及指令奉存候。此段、相伺候也。⁽²¹⁾

琉球処分が完了しないうちは、清国内の琉球人の件も「手心」を加えざるをえないので、暫く「打捨て置く」ことにしたいという趣旨の寺島外務卿の上申が承認されたのは、五日後の同年四月三〇日のことであった。しかし、それからわずか一カ月後の同年五月二十九日、明治政府は進貢冊封の停止命令を布告し、琉球処分へ向けての決定的な一石を打ち込むにいたる。かくて、清国内の琉球人の動

向についても、明治政府とその出先機関は最大の注意を傾注しはじめた。廈門駐在の福島領事は廈門福州間を往来した際、福州の「琉球館并に琉人の現情」について情報を収集し、一八七六（明治九）年六月十五日付で「琉球人動止模様報告書」を外務大輔・鮫島尚信宛に送っている。⁽¹³⁾ そのなかで当時琉球館には「前年来進貢之保留駐」するものがあることを確認しながら、福島領事はさらに「彼地到着之比は、街上ニ而來往之琉人江、五六名宛兩三度も行合ひ候事有之、彼よりも頻ニ属目之様見受候處、其後は一度も見当り不申候ニ付、其は彼等も日本領事來港之事を聞及候處或は官府力其沙汰ありて、内々其外行を留候故歟」と報告している。⁽¹⁴⁾ たしかに、当時、福州の琉球館には二年前に派遣された進貢使の国頭親雲上（毛精長）らが「留駐」し、琉球からの接貢船・進貢船の來着を待っていた。しかし、前年の進貢・冊封停止命令により、進貢船・接貢船を派遣することが不可能となったため、この年（明治九年）十二月六日に幸地親方（向徳宏）らが密航・渡清して清国の地方当局へ事情を説明し、救援を嘆願したことは、前述の通りである。幸地親方（向徳宏）らの密航・渡清の事実を深知するや、明治政府は一方で、日本駐在の琉球特使・池城親方らを譴責するとともに、他方では、清国駐在の外交官員たちとその探索方を指令した。折りかえし、上海総領事・品川忠道から外務大輔・鮫島尚信あてに、一八七七（明治十）年三月二十七日付の次のような書信が送られた。

去ル二月十四日、外務卿殿ヨリ電信ヲ以テ、琉球藩官員一名福州表へ前往云々ニ付、廈門駐劄福島領事へ報知シ、其事情探索可致様御通達ニ付、直ニ同領事へ転報シ、其後屢次御電報ヲ重ニ候義ニ御座候。然ル處、去ル廿三日、福島ヨリノ來信ニ、先般來、琉情探偵之為メ、吳書記生ヲ福州へ派遣シ、枢密ニ聞亂候由之處、該藩官員ニハ、目今同地へ未着之事ニテ、琉館現留之人モ依旧之模様、他ニ異條無之趣、且又該官員発足之期、十二月一月間ト云フ電報ニ依テ見レハ、已ニ数多之日日ヲ経候事ニ有之、甚タ可怪義ニ被存候ニ付、自然ニハ海上破船等之事有之歟……今一応其筋へ探問相願度キ等之ケ条ヲ掲ケ、掛合越候……且又本件ハ過日電信ヲ以テ御申越相成候而巳ニテ、未タ確ト公信中ニモ御通知無之、旁以テ其邊分明不致候間、何卒至急御細報被下度、……此段、為念申上候也。⁽¹⁵⁾

要するに、昨年十二月から今年一月の間に琉球を出発したはずの琉球官員が、三月の下旬になっても、まだ福州に到着していないというのは「甚だ怪しむべき義」であるから、その原因を「探問」して「細報」してくれというわけであるが、琉球官員の幸地親方（向徳宏）らは「風色順ならざるに因り」、四月十二日ようやく福州へ到着したのである。⁽¹⁶⁾ 廈門駐在の福島領事は、同年十二月十五日付の公信（第三十八号）で、福州留住の琉球人に關する次のような情報を報告している。

在福州留住琉球人之様子、当春、吳書記生ニ命シ、探偵為致置候末、於該地在留之仏領事へ托シ、内々搜索致來候處、爾後為何景況モ無之、尤吳書記生報告中、現今、御地滞館之琉人、官員四名、属員拾名之外、四拾餘名ハ総テ漂流人ニ相係候様ニテ、追々本船修復出来立次第、帰國可致管ニ聞及候處、頃日、北京ガゼット新聞中、福建總督ヨリ漂到之琉人拾三名前後、舟楫ヲ修復致吳、一月之糧食ヲ給与シ、本国へ送り呉候様、清政府へ届出候由相見、右事實、却テ福州地方ニ有之外人モ不存位

ニテ、如何有之哉ニ存候得共、前陳呉書記生之報知ニ照シ、能致付合候ニ付、全ク虚報トモ難申存候得ハ、御地残り居候琉球人、官民相混、最早四拾余名ニ相迫様被存候。然ル處、先年来、清国視察被命置候陸軍中尉相良春裕、頃日福州へ罷越候ニ付、於其辺探偵方相頼置候間、來報次第、再可及御報知候。

福州在留琉球人に関する情報は清国人スパイの「呉書記生」やフランス領事から福島領事のもとへ送られていたわけであるが、幸地親方（向徳宏）らの福州到着・滞在の事実をキヤッチしていたかどうかは「呉書記生」の提供した情報の限りでは、明らかでない。しかし、福島領事はさらに陸軍中尉相良を情報活動に参加させるなど情報網を強化したとのことであるから、幸地親方（向徳宏）らの動向はまもなくキヤッチされたであろう。

琉球処分を断行するにあたって、明治政府は清国における琉球人の救国運動に細心の注意を払った。最終的な琉球処分断行の任務を帯びて松田道之が横浜港を出発、琉球へ向った日の翌々日、すなわち一八七九年三月十四日、寺島外務卿は福島厦門領事あてに、次のような指令⁽⁴⁸⁾を発している。

今度、琉球藩王ヲ東京エ被召呼候ニ付テハ、藩内一般ノ人民、夫レカタメ多少ノ動搖ヲ生シ、或ハ支那地方エ密使船ヲ派出スル歟、又ハ人民ノ内、脱走シテ其地ニ至リ、何等ノ挙動ヲ謀ルモノ可有之哉モ難計候。然ルニ今度、支那地方廻航トシテ日進艦出發、福建并厦門ニ碇泊中、琉球船ト認候船舶ハ、速ニ該艦長エ報知可致、艦長ハ時宜ニ寄り之レヲ差押候處分モ可有之候。其節ハ其使事ノ始末ヲ

艦長ヨリ問糺シ、委細報知可有之候。尤右船舶ハ地方人民ト交通ヲ不許、同艦ニテ取締イタシ置候テ、後命ヲ竣候事ニ付、左様御心得可有之候。

琉球からの「密使船」などを清国の沿岸海域で「差押」えるという水際作戦を命じた外、寺島外務卿はさらに「若又琉球人他ノ支那船等ニ密搭シ、既ニ陸上ニ在リ、事ヲ謀ルモノト見ル時ハ、是ヲ差押候處分ハ施難キ事ニ付、可成其動靜ヲ密探シ、報知可被致候」、「前件探索向等ニ付テハ、其地在勤ノ者、人少ニ付、上海ヨリ呉碩ヲ当分ノ内地エ在勤申付候筈ニ付、同人到着候ハハ、是迄探索ノ手續モ有之、萬事相談ノ上、土地ノ人民等エ懇意ヲ求、探索ヲ遂候様、御申含有之度候」と指示している。

寺島外務卿の指令にいう日進艦は、同年五月二十四日に上海へ到り、沿岸各港を回航して福州・厦門へ寄港したが、日進艦には清国事情通の海軍少尉・曾根俊虎も乗込んでいた⁽⁴⁹⁾。曾根は清国人に変装して福州地方の情報収集にあたったといわれるが、福州在留の琉球人の動向を探偵することも、曾根の任務のうちに含まれていたのであろう⁽⁵⁰⁾。しかし、曾根の福州における行動は清国官憲に看破され、日清間の外交問題に発展しかねない情勢となった。この間の事情をも含めて、福島領事は明治十二年七月十六日付の内信第十四号⁽⁵¹⁾で寺島外務卿へ次のように報告している。

在福州曾根俊虎、剃頭換衣之儀ニ付、本地道台并ニ在福州通商総局ト一応往復照合及置候末、再ビ該通商総局回信ニ接候ニ、其中、日進艦長笠間、該地ニ上陸、俊虎ト同居之様子ヲ叙及シ、其意、俊虎ニハ政府之密使ニテモ有之哉ニ諷指シ、……去ル八日、在本港通商委員毛文藻ト申者、内々本館へ

来り、世話二事ヲ寄セ、本件ニ尋及、其語氣、弥小官之挙動及我政府之本意ヲ探ル之様子相見候……五六日前、福州人黄成章ト申者、本館ニ到り、小官へ隨学之者へ便り面会ヲ請ヒ、且ツ是迄同人外貳人、曾根俊虎ニ被相僱、琉球館内之様子等ヲ探索候密事、今日ニ至リ露頭、外二人ハ捕縛ニ就キ、同人ニハ僅ニ虎口ヲ脱シ、本地ニ遁レ来リ候ニ付、宜敷扶助ヲ仰段、申出候得共、俊虎ニハ福州ニ於テ不合式之事故致シ、折角審究之者ニ付、右ニ被相僱居候者ト有之候テハ、一時モ本館ニ在テ私ニ之ヲ保庇スルヲ得ザル旨申達、其面会ヲモ謝シ遣シ候。

福州における曾根の情報活動は清国官憲の注意を引き起した事、曾根に雇われて琉球館内の情報収集にあつた清国人黄成章外二名のスパイ行為も露頭したことを、福島領事の外務卿への報告は指摘している。その報告から二週間後の同年七月三〇日付（内信第十五号）⁽¹⁵⁾で、福島領事はさらに、①琉球人引渡しをめぐる日進艦長と福州地方衙門との談判の際、「該地方官員抗拒之状」があつたこと（黄成章から得た情報）、②福州地方はなんとなく騒がしく、「日本へ軍艦ヲ差向ケ、其琉球ヲ処分スル之罪ヲ問ト云流言」があること（福州から来航した日本人水手からの情報）を伝えるとともに、清国人スパイの呉書記生も清国官憲に尾行されて「同人探偵之事件モ中々不相届様子」なので、「最早、琉球之挙動ハ、於本縣、以後之取締」を厳しくする外はない、と福州における情報活動の困難さを訴えている。

むしろ、琉球における取締りは嚴重を極め、渡清・亡命を計画して未然に逮捕されるのも少くなかつたが、⁽¹⁶⁾嚴重な取締りの網をくぐつて、渡清・亡命する琉球人はなお後を絶たなかつたから、明治政府とその出先機関の看視体制も益々強化された。外務卿・井上馨が「清国事情探索」のため、お雇い外国人のジョン・ピットマンを直接清国へ派遣し、清国内の機密情報の収集にあたらせたのも、その一例である。「清国事情探索」を命ぜられたピットマンは、一八八二（明治十五）年の初頭、亡命琉球人の動向について次のように報告している。

姑ク北京ニ滞在セル琉球使臣ハ、絶ヘス恭親王・総理衙門及李鴻章ニウルサク歎願セルコト、並ニ右使員ノ頭分一人自殺ノコトニ付テハ、去年閣下ニ御報知シタリ。今、拙者ノ聞ク所ニテハ、右使員一行ハ、死去セルモノ一人及李氏ヲ除クノ外ハ、當ニ当地ニ滞在セルノミナラス、更ニ本年ノ春ニ於テハ、尚五六名ノ琉人増加セリ。彼等ハ其服ヲ変シテ支那人ニ粧ヒ来リタルモノニシテ、現ニ右使員一行ト同所ニ居住シ、其名ヲ秘スルコト極メテ密ナリ。⁽¹⁷⁾云々。

前述のように、毛精長・蔡大鼎らとともに救国請願運動に奔走していた林世功が、分島条約の締結に抗議して自刃し果てたのは、一八八〇（明治十三）年十一月二十日のことであつた。自刃事件は公表されたわけではないけれども、日本で発行されていた西洋語新聞の推測記事をもとに、清国のジャーナリズムが事件を報道したのは、一年以上も後の一八八二年一月七日（光緒七年十一月十八日）のことであつた。⁽¹⁸⁾ピットマンは、事件が報道される以前にすでに情報をキャッチし、明治政府へ通報していたわけである。⁽¹⁹⁾また、一八八三（明治十六）年五月五日付で北京駐在の榎本公使から井上

外務卿へ送られた「機密信第二十一号」によれば、「品川総領事より接手之機密信中ニ、在上海英商「クライヤット」ナル者ヨリ曾根海軍大尉宛之風説書有之」とか、「既ニ「ピットマン」氏之探偵者タリシ民恩佑之如キモ、今日迄矢張拙官ヨリ若干之私俸ヲ給与シテ使ヒ居候」とあり、清国内各地に駐在する日本公使や領事たちは清国人や西洋人をも情報活動に利用していたことを窺知しうる。榎本公使は前記の「機密信」のなかで、「当表ニ琉人数名潜住属居候ハ、兼テヨリ聞及居候ニ付、前文之風説実否探索旁、他ノ慥カナル支那人、即当館召使支那人総取締喬文彬ヲ、天津ヨリ之旅商ト偽稱セシメ、琉人潜居ノ慶隆棧へ、四五日止宿為致置候」と述べ、喬文彬から提出された前掲の「在北京琉球人之景況」なる報告書を引用した後、「喬文彬ノ届ハ、大抵実事タルヘシ。将夕渠等別ニ商事ヲ経営スル之跡ナキ上ハ、衆人ノ指目スル通り、復琉歎願ノ為メ来居ル者タルヘキニ似タリ」と報告している。

このように、明治政府とその出先機関は、琉球救国運動に対して嚴重な監視の網を張りめぐらせ、些細な情報の収集にも細心の注意を払っていた。では、他方の清国政府は琉球救国運動にどのように対応したのであろうか。

2 清国政府の亡命琉球人への対応

一八七七年四月十二日（光緒三年二月二十九日）、福州へ到着した幸地親方（向徳宏）らから、日本の琉球に対する進貢冊封禁止命令により進貢船派遣が不可能となった事情を知らされた浙閩総督の

何璟、福建巡撫の丁日昌らが、この事実を北京に報告したのは同年六月二十四日付の上奏文⁽¹⁸⁾においてであった。二カ月以上もの間、この事実を握りつぶしていた理由について、何璟・丁日昌らは、「日本の挙動は測り^{がた}回く、琉球を籍りて挑擧の端と為さざるを保し難く、台湾の一郡は隣封に密邇すれば、前事〔日本の台湾出兵〕に懲及して、未だ躊躇するを免れず。且つ恐らくは琉球或いは首鼠兩端の計あり。防がざるべからず⁽¹⁹⁾」などと言い、あるいはまた「日本の挙動は測り^{がた}回し」という一つの理由に、「琉球は閩藩に咨覆するの文を以て日国に鈔給⁽²⁰⁾」たという事実を挙げ、さらに「毛鳳来〔富川親方〕等、又日境に在りて、時に星使〔駐日清国公使〕に謁するも、日本は殆んど明知して陰に之を縦ち、以て我を試せんとするなり⁽²¹⁾」と推測している。日本は琉球人を教唆して清国を挑発し戦端を開かんとしているという観測は、何璟・丁日昌に特有のものではなく、当時清国でかなり流布していたようである⁽²²⁾。初代駐日公使の何如璋は、「辺衅を開かんことを恐れて此の事〔琉球問題における対日強硬策〕を罷めんと欲する」者がいることを承知の上で、日本に対する強硬策を提案したのであるが、何如璋が対日強硬論を主張したのも、「日人既に琉球を滅ぼさば、之を練して兵と為し、之を駆りて寇と為し、転た辺患已む時なきを恐れる⁽²³⁾」からであった。日本への不信感の延長線上において琉球への不信感をも表明している点では、何璟・丁日昌らと何如璋の間には共通の認識がありながらも、具體的な対応策においては顕著な対照を見せていたのである。この時点では、北洋大臣・李鴻章もまた、「琉球は黒子彈丸の地を以て、海外に孤懸し、中国に遠くして日本に邇^よし⁽²⁴⁾」⁽²⁵⁾といい、あるいはまた

「中国は琉球の朝貢を受くるも、本より大利なし。……小国の区々たるの貢を争ひ、虚名を務めて遠略に勤むるは、惟に暇なきのみならず、亦且に謂れなし」と主張して、何璟・丁日昌らと同様の見地から何如璋の強硬策に反対していた。光緒三年五月十四日（一八七七年六月二十四日）付の上諭もまた、何璟・丁日昌・李鴻章ら洋務派主流の消極的対応を反映して、次のように命じている。

琉球は世々藩服を守り、歳々職貢を修むるに、日本は何を以てか故なくして梗阻するや。藉端事を生ずるや否や。抑も別に別情あるに係るならん。総理各國事務衙門に著し、即ちに出使日本大臣何如璋等に伝知し、日本に到るの後を俟ちて、機を相て妥籌辦理せしめ、琉球の使臣暨び通事人等に至っては、即ちに何璟・丁日昌に著して、飭令もて統て回国を行ひ、庸て閩に在りて等候するなからしめよ。

清国内の洋務派主流の消極的対応は、琉球問題にとどまらず、朝鮮問題・越南問題においても共通していたことを、『清稗類鈔』は次のように指摘している。

京師の正陽門内の東城根河橋に会同四訳館あり。凡そ朝鮮・琉球・越南・緬甸・暹羅・廓爾喀諸國の使は、皆ここに駐まる。咸豊の間、暹羅なお入貢す。粵寇の乱〔太平天国〕平らぐに及びて絶ゆ。光緒庚辰（一八八〇年）、琉球は日本に滅ぼさる。越南は法人の擾する所と為るを以て、二使を遣はし天津に至つて援を求む。時に李鴻章は直隸を督す。其の條約〔清仏条約〕を私訂するを以て、保護に便ならざれば、之を拒む。二使痛哭して帰る。琉球の世子は時にまた津に在り。李鴻章の輿にて出

づるを候ちて、輒ち涕泣して救を求む。数月なるも報われず、また痛哭して帰る。緬甸に至つては、……光緒壬午（一八八二）癸未（一八八三）の間、英人、緬甸を得る。丁亥（一八八七）に至つて、遂に我が駐英公使と緬甸条約を訂す。朝鮮は則ち歳ごとに例貢あり。……日本の滅ぼす所と為るに及んで、貢また絶ゆ。

冊封体制を支える宗主国としての清國の国際的地位が低下するにともない、朝貢国Ⅱ「属国」の一つ一つが冊封体制から切り離されていったわけであるが、清國の対応策には各属国によって若干の相異がみられるものの、消極的な対応に終始したことは否めない。「属国」のなかでも、もつとも早く、もつとも執拗に救援を訴えたのは、琉球であった。向徳宏らの救援要請に対して、何璟・丁日昌・李鴻章らの対応が、きわめて消極的であったことは前述の通りであるが、両江総督・沈葆楨の対応について、『清稗類鈔』は次のような興味深い事実を記録している。

光緒己卯（一八七九年）、日本、琉球を滅ぼし、冲繩県に改む。沈文肅公宝（葆）楨、江督〔両江総督〕に任せらるるに方り、琉球の国事犯三人、潜竄して江寧〔南京〕に至る有り。廷旨〔朝廷の諭旨〕もて、日本と盟約あるを以て、三人を執えて之を日本へ帰すべしと命ぜらるれば、獄に繋げり。忽かに其の二人を逸す。上元令〔上元県の県令〕、惶恐措くなし。遂に江寧守〔江寧府の長官〕に求め、繋いられて以て沈に謁し、其の故を白す。罪を慮ればまさに測られず。沈、黙然やや久しくして〔江寧〕守に語りて曰く、囚は三人なるか、已に其の二を逸すれば、餘は悉く之を縦つべし、と。

〔江寧〕守、〔上元〕令、均しく沈は怒れるかと疑ひ、對える所を知るなし。沈、復た之を慰めて曰く、汝はただ囚を縦つのみ。事あれば我自ら之に任ず。汝は罪なし、と。〔上元〕令、乃ち出づ。沈、退きて食す。幕賓〔ブレン〕の梁某に語りて曰く、吾、日々郷里に帰らんと思ふも、皆請を得ず。今、其の時なり、と。遂に上疏して、囚を逸するを以て自ら効す。大意に謂く、琉球は吾が藩屬たり。今、日本の夷げて郡縣と為すを被る。逃人、來りて依るに、我、庇ふ能はず、復た執えて之を其の敵に帰えすは、誼として忍びず。今、囚は獄より逸去す。此、有司の責なり。請ふらくは、臣を治するに罪を以てし、其の他を貸されんことを、と。時に、恭親王〔奕訢〕、國に當り、夙に沈を器とす。疏上して事遂に寢む。

要するに、ここで指摘されていることは、①日本の琉球処分を契機に、琉球人三名が救援要請のため南京へ潜入したこと、②「日本と盟約あるを以て」琉球人三名を逮捕せよとの朝廷の命令で、清國の地方当局は琉球人三名を逮捕・投獄したが、内二名は脱獄してしまったこと。③江寧府・上元縣の責任者が、上司の两江總督・沈葆楨へ、琉球人国事犯二名の脱獄の件を申し出たところ、沈葆楨はまだ投獄中の琉球人一名をも解放すべしと指示し、琉球人国事犯脱獄の責任を自から引受けたこと、④藩屬國たる琉球が日本に滅ぼされ、琉球人は清國に救援を依頼してきたのに、琉球を保護することができないばかりか、琉球人を日本へ引渡してしまうのは情誼において忍びない、というのが沈葆楨の真意であること、これである。

ここに指摘されていることが、果してどの程度史実を反映しているのか、なお今後の検討課題に属するけれども、琉球処分直後の一八七九年四月十九日〔光緒五年三月二十八日〕、軍機大臣から两江總督・沈葆楨らへ、次のような上論が送られていることに注目すべきであろう。

上論を奉じたるに、沈葆楨奏すらく、出使日本大臣の來信に接するに、該國、琉球を廢して縣と為す等の語あり。琉球は久しく中國に屬するに、日本、竟に敢えて其の入貢を阻み、夷げて郡縣と為し、狡焉として啓を思ひ、情殊に測り回し。亟かに応に妥して備を為し、豫め力めて自強を圖りて、以て藩籬を固むべし、と。沈葆楨・吳元柄に著して、南洋防守の事宜を將つて悉心區画し、實力籌辦せしめよ。固より稍も張皇に涉るべからず。亦、稍も大意を存するを得ず。並びに著して隨時に該國の情形を探明し、密かに速かに具奏せしめよ、とあり。此を將つて五百里より各々密論して之を知らしむ。

琉球問題をめぐる日本との戦争を予想し「自強を圖りて以て藩籬を固むべし」と主張する沈葆楨に對して、上論はなんら具体的な指示を与えないことなく、むしろ「稍も張皇に涉るべからず」と牽制しているところに、沈葆楨の積極的対応が浮彫りにされているといえよう。

亡命琉球人が沈葆楨の積極的対応に注目して、琉球救國を訴えるべく、南京へ潜入したことは、きわめて蓋然性の高い事実であるように思われる。沈葆楨はまたアメリカ前大統領グラントの來遊を契機に浮上した琉球分島案をめぐって、一八七九年九月二日〔光緒五年七月十六日〕、駐日清國公使・

何如璋および副公使・張斯桂あてに、琉球分割案により清国へ割譲される予定の土地を琉球へ返還し、清国の正義の立場を明らかにすべき旨の書簡を送っている。むろん、沈葆楨は琉球の立場に同情して、かかる方策を提案したのである。琉球の立場への同情という点では、清国の地方当局もほぼ同様の対応を示した。たとえば、廢藩置県に琉球亡国の報に接した向徳宏・毛精長らが清国の国法を犯して「薙髮改装」し、相繼いで天津・北京へ赴いた時、福建当局はこれを黙認したばかりでなく、上海当局に琉球人の保護を要請している。要請をうけた蘇松太道・劉瑞芬の光緒五年五月の書簡によれば、琉球人の保護の件に付、上海租界当局と協議し、「日本領事、果して(巡)捕を發して球人を査拏するの事あれば」、断じて容認せず、万全の対策を講じることとしたという。

向徳宏・毛精長らは明治政府の出先機関の監視の目をくぐりつつ北上し、李鴻章や總理衙門・礼部等に救援を請願したわけであるが、清国政府当局はこれにどのように対応したのか。

光緒五年九月十三日(一八七九年十月二十七日)の總理衙門の上奏によれば、次の通りである。

〔光緒五年〕本月初八日(十月二十二日)、琉球の耳目官毛精長、通事官蔡大鼎、林世功等三人、中国通事謝姓とともに、臣が衙門に來りて見を求む。臣等、先ず総辦の章京をして接見せしむるに、該球官等、面たり稟詞を通して去る。臣等、公同に稟詞を閱看したるに、内に称すらく、国は日本の侵滅に遭ひ、……苛責掠奪、至らざる所なし。此れが為めに薙髮改装し、閩より舟に附して北上し、情に據りて奏せられんことを願請し、天威もて迅かに救存を賜わり以て貢典を復することを乞ふ等の

語あり。情詞は悚迫たり。臣等、因りて十一日に於いて來見せしむるに、該球官等は俱に中国の服色にて、地に伏し哭拜して起たず。言う所は稟内と大略相同じ。官等、善言撫慰し、諭するに、爾が国の事、迭も經に奏明し、法を設けて辦理せしめれば、且に宜しく静かに候つべきを以てす。該球官等、唯々として出づ。臣等查するに、該球官等三人、改装して京に來りて援を乞うの情形は、殊に矜憫に堪う。且つ聞くに、日本は曾て琉球人を拏解するの說あり。自から宜しく妥して保護を為すべし。該球官等、並びに已に礼部に在りて通呈す。若し守候、日久しければ、誠に別に枝節を生じ、窒碍多きを致すを恐る。臣等、公同に量酌し、擬して臣が衙門より川資銀三百兩を發給し、弁を派して送りて天津に至り、再び李鴻章より員を派し、護送して閩に回らしめ、以て体郵を示して皇仁を広くせんとす。当あるや否やは、理として合さに恭摺密陳し、伏して皇太后皇上の聖鑒もて訓示せられんことを乞ひて遵行すべし。

總理衙門の恭親王奕訢らは、一方で、毛精長ら亡命琉球人の救国運動に「矜憫」の情を示し、亡命琉球人が日本に「拏解」されないよう「保護」すべきであると主張しながらも、他方では、亡命琉球人の北京滞在の長期化によって、日本との外交上に「窒碍」が生じることを恐れ、旅費三〇〇兩を發給して天津経由で福州へ送り返すべしと提案しているのである。礼部尚書の恩承らもまた、一方で、毛精長らが帰国できない事情を「寔に矜むべし」と同情し、「此の次、京に來りて正陽門外の旅舎に寓居すれば、以て防護に資して壞柔を示すに足らざるを恐る。……其れをして暫く四訳館に在りて居

住せしめ、口糧食物を給与すべしとしながらも、他方では、「臣が部より直隸総督に飛咨し、迅かに委員を派して京に來らしめ、護送して閩に回らしむ」べしと提案している。礼部は総理衙門よりも亡命琉球人にやや同情的であるように見えるけれども、亡命琉球人を「迅かに」福州へ送り返そうとする点では、両者とも同様である。総理衙門の提案が、「議に依れ」として、ただちに承認されたのは、言うまでもない。しかし、毛精長らは北京退去を欲せず、あくまでも北京に留まって嘆願を続ける構えを見せたため、総理衙門は当惑した。光緒五年十月十五日（一八七九年十一月二十九日）の上奏によれば、次の如く言う。

九月十三日（十一月二十七日）に於いて、筋もて伝えたるに、該球官等、臣が衙門に到る。総辦の章京を派し、諭するに、遞する所の稟詞已に經に情に據りて入奏し、大皇帝、爾等に川資三百兩を賞給したれば、以て領去し、閩に回りにて聽候すべきを以てす。該球官等、始めは則ち川資を領せず。臣が衙門の章京、逐層に諭慰するを経て、川資を將て領去すると雖も、仍お是れ京に在りて暫住するを准されんことを求む。嗣いで復た、兩次、臣が衙門に來たり、京に留まらんことを稟請す。復た經に臣等再三飭諭するに、該球官等、地に伏して哀求し声称すらく、目下、国とて帰るべきなし。此の次、數千里より京に來りて援を乞う。若し即ちに京を出づれば、恐らくは本国罪を加えん等の語あり。旬日以来、弁に飭して疊次往催せしむ。其の耳目官毛精長は、現に又病を患ひ、勢い進行し難し。臣等査するに、該球官等、此の次改装して京に來り援を乞うは、情殊に憫むべきも、祇、京に在ること日

久しければ又枝節横生するを恐るるを以て、前奏に擬に因りて川資を酌給し、員を派して護送して閩に回らしめんと請ひたるに、現に既に一味哀求し、暫緩を願請す。且つ毛精長は又病を被りて牀に在り。若し必ず催令して趕緊に出京せしむれば、殊に以て体恤を示すに足らず。毛精長、病愈ゆるを俟ちて再び情形を察看するを行ひて辦理するを除くの外、理として合さに附片もて陳明す。

恭親王奕訢らの当惑の様子が目に見えるようである。北京退去の上論が出されたにもかかわらず、決死の覚悟で上京した毛精長らは、執拗に嘆願をくりかえし、北京に留まったまま、なお数年以上にわたって琉球救国運動を展開した。この間、分島問題がクローズアップされ、一八八〇年十一月二〇日には林世功が壮絶な自刃を遂げたことは、前述の通りである。また一八八二（光緒八）年には、毛鳳来（富川親方）が渡清・亡命して北京に到り、礼部等に嘆願した外、翌一八八三（光緒九）年にも琉球国陪臣が嘆願しているけれども、礼部等の対応は従来通りであった。同年十一月十日（一八八三年十二月九日）の礼部の上奏によれば、次の如く言う。

今、該国陪臣紫巾官向文光、都通事魏元才、復た臣が部に赴き、稟詞を呈通す。臣等、敢えて上聞を壅がず、謹しみて原稟を鈔録し、御覽に恭呈す。該使臣等、雞髮改装し、閩より北上するに至っては、其の流離顛沛の情形、殊に憫惻に堪う。仍お光緒五年の諭旨に遵ひ総理各国事務衙門に交し、弁を派して天津に送至し、李鴻章より員を派して護送せしめ閩に回らしむべきや否やの處は、伏して訓示を候ちて遵行せん。……

礼部は向文光・魏元才らをもまた福州へ送り返す方針であったわけである。当時、福州の琉球館には、琉球からの渡清亡命者がなお続々と押し寄せつつあり、一八八五（光緒十一年）年の時点では、三十余人に達していた外、北京に七名、天津に九名の亡命琉球人が救国運動を展開していたことは、前述の通りである。清仏戦争さなかの一八八四年十二月十五日（光緒十年十月二十八日）、福州へ出張してきた左宗棠は、向徳宏（幸地親方）・向有徳（浦添按司）らの救国嘆願に対して、「仏国ト戦争央ニテ、逆モ日本政府ト御談判成リカタク、尤、戦争止ミ次第、御談判相成ル様取計フヘキニ依リ、静カニ待チ居レ」と答えるのみで、翌一八八五年五月二日（光緒十一年三月十八日）に提出した津嘉山親方らの嘆願に対しても、「沖繩ノ陪臣ハ四五百里ノ波濤ヲ凌キ、国事ノ為メ歎願ニ来ルハ、実ニ感心ノ事ニ付、是マテ呈出セシ願書類ハ相纏メ、北京総理衙門へ差回ル様取計フヘキニ依リ、何分ノ御達相成ル迄、静ニ待チ居レ」との返答をくりかえすのみであった。実際、清仏戦争に忙殺されていた左宗棠には、亡命琉球人の要請に積極的に対応する余裕などはなかったであろう。

とはいえ、清国内の多数の亡命琉球人に対して、清朝は日常の生活費を支給するなど、宗主国としての義務を尽くし続けたようである。清国から帰って来た琉球人（脱清人）の「訊問調書」によれば、「一ヶ月二支那金八枚宛、福州布政司ヨリ給与」され、「歎願人ハ一ヶ月壹円五拾銭位、漂着人又ハ船頭水夫等ハ、一ヶ月壹円参四拾銭宛」給与された上に、「帰国ニ付テハ……旅費トシテ二拾枚」支給されたという。むしろ亡命琉球人の生活を維持するのに、清国政府からの給与だけでは十分でな

かったようで、それ以外にも、「旧藩ノ砌ヨリ、琉球館内講ノ上御物ト称シ、藩金貳三千枚有之ヲ、福建ノ商人等ニ貸付、利子ヲ取立テタル金円有之。其内ヨリ、在清人一二付、一ヶ月金五枚ツツ、手当トシテ支給」されたといわれる。

亡命琉球人が増加することは、清国にとって財政負担の増大を意味したから、清国政府当局者は内心迷惑に思っていたことであろう。にもかかわらず、宗主国の最低限の義務として亡命琉球人たちの生活を支えつづけなければならなかったところに、伝統的な国際秩序Ⅱ冊封体制の維持という国際的使命と任務を果そうとする清国政府の苦心と努力の跡を見ることができるのである。また、金禄等の自己の全財産をなげうって琉球救国運動に奔走した亡命琉球人たちの行動と思惟のなかに、琉球の民族的生存を保持せんとする「民族意識」の強靱さを見ることができるのである。

結びにかえて

十九世紀七〇―八〇年代の琉球問題は、明治政府と清国政府にとっては、各々の「国体・国権」つまり国益と面子にかかわる問題であったが、琉球の士族層にとっては、五百年にわたって東アジア世界のなかの一隅を占めてきた「琉球」自体の民族的・国家的存亡にかかわる問題に外ならなかった。それ故に、琉球士族層は長期にわたって可能な限りの手段・方法を尽して救国運動を展開した。しかし、武力を持たない琉球士族層の採りうる方法は限られていた。明治政府や清国政府、あるいは欧米

各国公使へ琉球の立場を訴えることに全力を傾注せざるをえなかった。日清両国に服属する「両属国家」としての「琉球」の立場を国際的保障によって守りぬくこと、ここに琉球士族層の請願の終極的目標があった。かくて、「国際的信義」こそ琉球士族層の最大の理論的武器となった。琉球士族層は「国際的信義」に立脚して琉球問題を処理するように訴えたが、明治政府も清国政府も、各々自国の「国権・国体」にこだわりつづけ、妥協の産物として琉球分島案が浮上した。この分島案については、琉球士族層の間でも、その受諾をめぐつて議論されたことを、喜舎場朝賢は次のように伝えている。

琉球分島の事件、明治十四年に至て、清国政府は東京駐劄清国公使をして示談せしめ、宮古八重山両島を清国に割譲せんことを求む。日本政府は之を許す。然れども旧藩王は華族に列したれば、之を戻すことを肯んぜず、他に王族の者を立て王とすべしと云ふ。清国公使、竊かに此趣を在東京旧藩官吏等に報知し、可否を求む。官吏等、之を議したるに、議論両派に分れ、一方は、之を謝絶すべし、至小の島嶼、国を建つべからずと言ひ、一方は、暫く別に王を立て、両島に建國すべし、若し清国乾隆皇帝の如き英明の主出づる時は、日本を伐て琉球全島を取戻し、国家中興すべしと言ふ。旧藩王、後議を喜ばず、謂ふ。事成るときは我を奉じ、成らざるときは我を棄て他に王を立つべき乎と。翌十五年旧三月、在球の旧藩官吏等は、清国公使の報知を聞き、僉議して両島に建國すべからざるを知り、即ち人を清国に遣はし必ず全島を取戻されんことを歎願すべしと決定し、依つて富川を薦^薦す。

東京に駐在する琉球士族層の一部には分島案の受諾論もあつたようであるが、琉球内部の士族層は

反対論にまともまり、その総意を清国政府へ伝えるべく富川盛圭（旧三司官）を派遣することに決定したという。むろん、清国亡命中の琉球人たちは、分島案が締結される前後から、分島案による琉球問題の解決を「亡国と異なるなきもの」と受けとめ、林世功の自刃事件に象徴されるように、激しい反対の意思を表明しつづけていた。

琉球士族層が琉球分島案反対を救国運動の中心課題として提起したことの意味は、さらに深く検討されなければならないであろう。ただし、この事実は、琉球士族層の「琉球」意識の内実にかかわる問題を含んでいるようにおもわれるからである。この問題は、琉球救国運動と日清両国の分島交渉とのかかわりの問題とともに、別の機会に検討することとしたい。

註

- (1) 齊藤は次のように指摘している。「支那政府は……琉球の支那党が年々支那に行つて、王位復旧の運動をしたり、朝貢使の名義を詐つて渡清する者に対し、依然として旧例に依る待遇を与えて居つたのみならず、閩浙総督はほんの一二度ではあるが、清国党を教唆して、排日運動を起させやうと試みた事さへ有つた」〔近世東洋外交史序説〕一三三七ページ。
- (2) 植田捷雄「琉球の帰属を繞る日清交渉」〔東洋文化研究所紀要〕二。
- (3) 英修道「沖繩帰属の由来」〔外交論集〕三十七ページ。
- (4) 比嘉春潮「琉球王国独立論は暴論なり」〔比嘉春潮全集〕第二卷二八六ページ。
- (5) 伊波普猷「沖繩歴史物語」〔伊波普猷全集〕第二卷、四四〇ページ。
- (6) 尚球「廢藩当時の人物」〔那覇市史〕資料篇第二卷中四、六三一、六三九ページ。

- (7) 仲地哲夫「琉球処分」反対運動の歴史的意義」(『沖縄歴史研究』一六号)。
- (8) 比屋根照夫「脱清派の歴史的位置」(『自由民権思想と沖縄』一五九ページ)。
- (9) 牧瀬恒二「日本史の原点としての沖縄史」三〇三ページ。
- (10) 牧瀬氏はまた「従来の歴史書の中には、このような上層士族の動きを明治政府への抵抗、あるいは闘いと理解し、この士族の『抵抗』が当時の沖縄の一般的な気分を代表していたときえ理解している本もあります。私は、違うと思う」(『牧瀬前掲書』三〇一ページ)ともいう。牧瀬氏の見解が出される以前に、仲原善忠はすでに、明治政府の「探訪人」大湾朝功らの存在を強調しつつ、「伊波・幣原・喜舎場氏らが、単に首里・久米村の上層気流のみを着目し、その限界内で記述したのは止むを得ないが、下層の気流はまさに反対で、云々」(『仲原善忠全集』第一巻、四七二―四七四ページ)と指摘していた。
- (11) 『沖縄県史』13、二六九ページ。
- (12) 同右。
- (13) 同右、二六九―二七〇ページ。
- (14) 一八八三(明治十六)年の時点で、井上馨外務卿は、尚泰を沖縄県令として清国の冊封を受けしむべしという竹添進一郎らの提案に反対して、次のようにいう。――「彼〔尚泰〕ヲシテ県令ト為サンニ、萬一其治理上過失有之候時ニ当テ、内地ノ各県令ナレハ固ヨリ至当ノ罰ニ処スヘシ。然ルニ彼ニテ清国ノ冊命ヲ受ル朝貢者タレハ、我ニテ他ノ地方官同様処罰スル事ハ出来難シ。若シ之ヲ罰センニハ必ス清国ヨリ異議ヲ申立ツヘシ。右様ノ不都合モ醸スヘキ事ハ眼前ニ瞭然タリ」(『日本外交文書』十九巻、二七二ページ)と。
- (15) 松田道之「琉球処分」(『明治文化資料叢書』第四巻外交篇一〇三―一〇四ページ。以下、「琉球処分」と略称)。
- (16) 同右、一〇三―一五六ページ。
- (17) 同右、一五六、一六〇ページ。喜舎場朝賢「琉球見聞録」九十九ページ。
- (18) 東恩納寛惇「尚泰侯実録」二二七ページ。
- (19) 「琉球処分」一六三―一六四ページ。
- (20) 同右、一六五ページ。
- (21) 「琉球処分」一六六ページ。『沖縄県史』12、一四六―一四八ページ。
- (22) 「琉球処分」一六七ページ。『沖縄県史』12、一六七―一六八ページ。
- (23) 「琉球処分」一六七ページ。『沖縄県史』12、一八五ページ。
- (24) 「琉球処分」一六八ページ。『沖縄県史』12、一八五―一八六ページ。
- (25) 「琉球処分」一七四―一七五ページ。『沖縄県史』12、一八五―一八六ページ。
- (26) 「琉球処分」一七五ページ。『沖縄県史』12、一九三ページ。
- (27) 「琉球処分」一六九ページ。『沖縄県史』12、二〇四ページ。
- (28) 「琉球処分」一七五ページ。『沖縄県史』12、二〇五―二〇六ページ。
- (29) 「琉球処分」一六九ページ。『沖縄県史』12、二二七―二二八ページ。
- (30) 「琉球処分」一七〇ページ。『沖縄県史』12、二二六―二二七ページ。
- (31) 「琉球処分」一七一ページ。『沖縄県史』12、二二八ページ。
- (32) 「沖縄県史」12、一四六―二二八ページ。
- (33) (34) (35) 「近事評論」第五号(明治九年七月一日)、「那覇市史」資料篇第二巻中の四、五七八―五七九ページ。
- (36) 東恩納寛惇「尚泰侯実録」三二〇―三二一ページ、同「史料稿本」(『那覇市史』資料篇第二巻中の四、一七二ページ)。
- (37) 同右。

- (38) 拙稿「在東京琉球藩邸投書事件考——日中同祖論者の琉球処分反対論をめぐって——」(「地域と文化」第二十八号、一九八四、十二、十五)。
- (39) 東恩納前掲書三二二ページ。
- (40) 前掲拙稿参照。なお、一八七九年六月十二日(光緒五年四月二十三日)に前アメリカ大統領グラントと会見した李鴻章は、「我聞、廢滅琉球、大都出自薩摩島人意、國主義加多(ミカド)、頗為所制。聞、東京等處輿論、亦頗有以廢琉球為不然者。……」(「李文忠公全集」訳署函稿卷八、四十二ページ)と述べ、東京にも琉球処分に反対する世論があることを指摘している。
- (41) 「琉球処分」一六七ページ。
- (42) 「尚泰侯実録」三三二・三三三ページ。「琉球見聞録」一〇三ページ。
- (43) 「尚泰侯実録」三三四ページ。なお「琉球見聞録」によれば、幸地らは「祈願の為伊平屋島に行くと称し本部間切より開洋す」(一〇三ページ)という。
- (44) 「尚泰侯実録」三三四ページ。
- (45) 同右、三三七ページ。
- (46) 「琉球見聞録」一〇四ページ。
- (47) 「何如璋等奏行抵日本呈通国書摺」(「清光緒朝中日交渉史料」巻一、二十二ページ)。吳天任「黄公度先生伝稿」(香港中文大学出版社、七十四・七十六ページ)。
- (48) 黄遵憲著・実藤他訳「日本雜事詩」解説。なお、何如璋の李鴻章あて書簡(光緒四・四・七、一八七八・五・八)によれば、「阻貢一案、在神戸時、有球官來謁、察其詞意、誠有如上論所謂另有別情者」(「李文忠公全集」訳署函稿卷八、二〇ページ)という。
- (49) 吳天任、前掲書七六六ページ。なお、黄遵憲の「人境廬詩草」卷七続懷人詩の自注によれば、「琉球馬兼才。初使日本、泊舟神戸。夜四鼓、有斜幡類警衣裳襁褓者、徑入舟、即伏地痛哭、知為琉球人。又操土音、不解所謂」とある(錢仲聯箋注「人境廬詩草箋注」中、五八七ページ)。また、黄遵憲は「琉求歌」と題する詩のなかで、次のように詠っている。——「白頭老臣倚牆哭、額髻斜簪衣慘綠、自嗟流蕩作波臣、細訴興亡溯天賦。天孫傳世到舜天、海上蜿蜒一脈延。彈丸雖號蕞爾國、問鼎猶傳七百年。大明天子雲瑞裏、自天草詔飛黃紙、印綬遙從赤土頒、衣冠幸不珠崖棄。使星如月照九州、王號中山國小球、英蕩變持龍虎節、衣直指風麟洲。從此苞茅勤入貢、跼說扶桑爾如響。貧豪入學還請經、天王賜製仍歸船。爾時風勢正稱強、日本猶封異姓王、只戴上枝蹄一日、更無尺詔問東皇。……」(錢仲聯箋注「人境廬詩草箋注」上、三三二・三三五ページ)。
- (50) 与那原親方(馬兼才)の神戸行きは、恐らく日本在住の清国人あるいは日清提攜論を唱える日本人の援助によって実行されたものと思われる(「琉球処分」二七五ページ参照)。
- (51) 「清光緒朝中日交渉史料」巻一、二二二ページ。
- (52) 何如璋の李鴻章あて書簡によれば、「寓東京後、駐日球使毛鳳來(富川親方)等、迭次求見、取其各稟、如璋反復查閱」(「李文忠公全集」訳署函稿卷八、二二二ページ)という。なお梁嘉彬「琉球亡国中日争持考實(下)」(「大陸雜誌」四十八卷六期、二二一ページ)参照。また、琉球処分後、松田の札問に対する与那原親方良傑の回答によれば、「清国公使ニ東京ニ於テ面会致シタルハ、昨年(一八七八・明治十)二三月比、問安ノ為メ、富川親方、私、伊江親雲上等一同参館、彼ノ尋問ニ依テ藩情ヲ具陳シ、其統ヨリシテ遂ニ歎願書ヲ差出シタル儀ニ御座候」(「琉球処分」二七五ページ)という。
- (53) 松田への与那原親方の回答によれば、「仏米蘭ノ公使ニ倚頼書ヲ差出シタルハ、昨(一八七八・明治十)一年九月比、富川並ニ私、清国公使館ニ罷出、公使面会シテ相談シタル処、公使ハ伊地知貞鑿所著ノ沖繩志ヲ、其席ニ携へ出テ、琉球ノ仏米蘭各国ト条约アル事ヲ証明シ、其条约ニ倚頼スルハ、最モ可然旨ノ指示、有之タルニ依リ、取計タル儀ニ御座候」(「琉球処分」二七五ページ)という。
- (54) 富川親方らが書簡を提出した相手国の公使については諸説がある。①アメリカ、イギリス、オランダの

- 公使へ提出したとするものは、喜舎場朝賢「琉球見聞録」一〇九ページ、東恩納寛博「尚泰侯実録」三三五七ページ、三浦周行「明治時代における琉球所屬問題」(「史学雜誌」第四十二編第十二号)など。②アメリカ、フランス、オランダの公使へ提出したとするものは、植田捷雄「琉球の帰属を繞る日清交渉」(「東洋文化研究所紀要」2)、大山梓「琉球帰属と日清紛議」(「政経論叢」第三十八卷第一・二号)、梁嘉彬「琉球亡国中日争持考実(下)」(「大陸雜誌」第四十八卷第六期)など。③アメリカ、イギリス、フランスの公使へ提出したとするものは、尚球「廢藩当時の人物」(「那覇市史」資料編第二巻中の四、六三〇―六三二ページ)。④支那欧米各国公使へ提出したとするものは、竹越与三郎「新日本史」上(松島栄一編「明治史論集」(一)、六〇―六十一ページ)である。
- (55) 「琉球処分」一七九ページ。竹越与三郎前掲書。「日本外交文書」明治年間追補第一冊、二二七―二二九ページ。また、申報(光緒五年一月七日)一八七九・一・二十八付)にも「琉球法司官上荷蘭公使加白良稟」という見出しで掲載されている。なお、拙稿「琉球救国請願書集成(一)」原文・読下し・訳註・解説——「琉球大学教育学部紀要」第三〇集第一部 参照。
- (56) 前掲梁嘉彬論文。前掲大山論文。前掲三浦論文等。
- (57) 「琉球処分」一八五ページ。
- (58) 同右、二〇二ページ。
- (59) 同右、一八七ページ。なお、東京曙新聞(明治十二年一月十日付)は、「琉球處分問題醫々たる中に、如藩史の東京在留を廢止」という見出しのもとに、「於是滞在ノ琉球藩吏ハ、行李ヲ整へ、即チ命ニ従ヒ、僅カニ数名ヲ其藩邸ニ駐メテ、本月七日発ノ広島丸ニ搭ジテ帰国スルニ至レリト云フ」と報じている。また、富川らは東京出発の直前にも、清国公使へ書簡を提出したようである(「琉球処分」二九三ページ)。
- (60) 「琉球処分」一九一ページ。
- (61) 同右。
- (62) 同右、一六〇ページ。
- (63) 「仲原善忠全集」第一巻四七二ページ。
- (64) 後に一八九四(明治二十七年)年の時点で、一木喜徳郎は次のように分析している。——「置原以来、今日ニ至ルマテ、警察上常ニ注意ヲ要セシハ、幕旧主義則チ藩政復旧ノ論徒タリ。而シテ彼等、黒党・頑党・開化党ノ三派ニ分レ、各派運動ノ方法手段、多少異ナルトコロアリト雖トモ、社稷復旧ノ目的ニ至テハ、共ニ「ナリトス」(「一木書記官取調書」「沖繩県史」14、四九八ページ)。一八七五(明治八年)年の時点の遵奉派ニ開化党にしても、琉球の社稷維持という目的においては、他の二派と共通の立場に立っていたと見るべきであろう。ちなみに、いわゆる遵奉派ニ「日本ニ恩義アリトスルノ党」の代表的人物とみなされる津波古政正(東国興)でさえ「欧米の文明國、即ち琉球と通商条約を締結せる英・仏・米の三ヶ國に依頼して日本政府へ交渉せしめ、琉球の社稷の安寧を保たんに如くはなし」と主張し、隠退後は「後進輩に訓ゆるに支那崇拜を止めて、日本に従ひ琉球の社稷の存続を圖れと諭せり」(尚球「廢藩当時の人物」「那覇市史」資料編第二巻中の四、六三六―六三七ページ)といわれる。津波古の「後進」の一人・喜舎場朝賢も、自著凡例において、「琉球は日清兩國の隸屬たりと雖も、古往今來、法令禁制の如きは、自ら管治する所にして、宛も独立不羈の容を為せり。故に皇國を指して日本と言ひ、自國を琉球と称す」(「琉球見聞録」と、堂々と記録していることに注目したい。
- (65) 「琉球見聞録」八十一ページ。
- (66) 同右、二十五ページ。
- (67) 拙稿「旧慣温存期の政治過程」(「沖繩近代史研究」十一―十五ページ)参照。
- (68) 「琉球見聞録」一一八ページ。
- (69) 同右、一一一ページ。
- (70) 同右。

- (71) 同右、一一九ページ。
- (72) 「琉球処分」二三四ページ、「琉球見聞録」一一七ページ。
- (73) 護得久按司朝常について、尚球は次のように指摘している。——「当時の按司中開化党の首領たりしは護得久朝常也。彼は直湾の弟子にして和歌和文の造詣深く、思想も直湾の感化を受けて日本主義に傾き居たり。故に廢藩置縣の時に於ても数々所々の会合に出席して時勢の斯く成らざるべからざるを説き、極力日本主義を主張して支那党の頑迷連と論戦したり。故に当時頑迷連は彼を毒蛇の如くに忌み嫌ひ、国賊視し、遂に彼をして首里に居る能はざらしむるに至りぬ」と。しかし、「日本主義」者であった護得久朝常が、後年、公同会運動に奔走したという事実は、重要な意味を含んでいるように思われる（「廢藩當時の人物」、「那覇市史」資料篇第二巻中の四、六四〇ページ参照）。
- (74) 「琉球見聞録」一三二ページ。
- (75) 「琉球処分」二二八ページ。
- (76) 「三條実美文書」（琉球関係・憲政資料室蔵）所収。東京日々新聞（一八七九年九月十六日付）「新聞集成明治編年史」第四巻、一〇二ページ。なお、同文の誓約書は幣原坦「南島沿革史論」二〇八—二〇九ページに収録されているが、若干字句の相違がある。
- (77) 「三條実美文書」（琉球関係、憲政資料室蔵）所収の園田書簡。「琉球宮古島の暴動事件真相」（明治十二年九月十六日、十七日、十八日付）、「新聞集成明治編年史」第四巻、一〇一—一〇四ページ。
- (78) 我部政男「統合過程における国家と周辺地域」（「明治国家と沖縄」所収。拙稿「旧慣温存期の政治過程」（「沖縄近代史研究」三十三—四十四ページ）参照。
- (79) 「琉球見聞録」一四四ページ。
- (80) 同右、一四四—一四七ページ。
- (81) 「琉球処分」三二—三三ページ。なお、琉球処分の時点で、明確に遵奉派の立場に立って、松田らの密偵Ⅱ「探訪人」として活躍したのは、「首里の士族大湾・仲吉・松島・久高の諸氏、那覇の士族某々」らであり、彼らはいづれも下級士族に属し、次のような政治的信念をもって行動したという。——「我が琉球は海外偏少の小島、物産至僅にして用を達する能はず。古来、人民日用物品、概ね日本産を仰ぐ。苟も日本を離るゝときは、一日も生を養ふこと能はざるは、人の皆明知する所なり……旧衆官等は日清兩國の關係を持し、長く門閥の資格を保たんと欲す。……凡そ聚會協議する毎に、国家の危難を拯ふを後にし、自己の保存を謀るを先にし、極力彈力、唯日本の命令を拒絶するを是れ務め、愚頑一団を為し、適々旧藩王英明の所見を以て、順天の至憫、保国の神策を發せらるゝも、之を打破したり。国家の爲めに忠誠を盡すと謂ふは何くに在るや。只、清國の爲めに信義を守るの仮面を蒙り、衆を誘惑せり。国人之を悟らず、唯旧衆官の言ふ所のみ是れ信じて、狂行顛為、少しも之を辞せず。終に業を失て飢寒に逼り、顛連無告の惨状、悉く我身に來り葬るを忘る。噫々、我等座して之を見るに忍びず。卒先して縣命を奉じ、国人幸福の前途を開かんと欲するなり」（「琉球見聞録」一四二ページ）。ここでは、明確に遵奉派の立場に立っていた大湾朝功たちでさえ、「国家の危難」にあたって「保国の神策」を期待していたという事実に注目すべきであろう。
- (82) 史料の上で脱清人という呼称を最初に用いたのは、沖縄県令・西村捨三の外務卿・井上馨、内務卿・山県有朋あての上申（「脱清人処分之義二付伺」）であろう。しかし、明治十七年十二月二〇日付のこの上申のなかでは、「……前行脱清掃琉者之取締無之テハ、士民之疑惑、無際限、……元来、明治十二年來、脱清掃琉之節ハ、拘留取調ニ及ヒタレトモ、云々」（「沖縄県史」13、二七一ページ）という文脈において用いられており、本来、脱清という言葉は、清國へ亡命していた琉球人が清國から琉球へ帰ることを意味していた。ところが、西村上申の付属書「脱清人明細表」の「凡例」のなかでは、「各表中、一旦掃県シ、再ビ脱清シタルモノ、又ハ脱清ヲ企テ、未遂ニシテ發覺シ、一応取調ヲ受ケ、解放後再ヒ企謀シ、又ハ脱清シタルモノハ、云々」（同右、二七四ページ）という文脈において脱清という言葉が用いられ、専ら沖縄から

- 清国へ密航することを意味するようになった。つまり当初の西村県令の用法・意味内容とは逆転しているわけであるが、その後の史料・文献においても清国への密航という意味に用いられるようになった。脱清という言葉には、本来、そのような意味はないので、本稿では清国亡命という言葉を用いることとする。
- (83) 「琉球処分」一〇三ページ。
- (84) 「沖繩県史」12、一三〇ページ。
- (85) 「尚泰侯実録」三三四ページ。
- (86) なお、向徳宏らの渡清事情について、尚球は次の如く言う。——「支那より探問啓文の来りて献物の無き所以を問ふ。一代の智者浦添朝昭が苦肉の策として伊平屋島折願の名を借りて幸地親方を支那に密使として遣らんとせし際、林世功に随行を命ぜり」(「廢藩当時の人物」、『那覇市史』資料篇第二巻中の四、六三三ページ)。
- (87) 佐藤三郎「近代日中交渉史の研究」一一三ページ。比嘉春潮「沖繩の歴史」三八七ページ、その他。
- (88) 「閩浙総督何璟等奏據情陳奏琉球職貢日本梗阻摺」(「清光緒朝中日交渉史料」巻一、二十一ページ)。
- (89) 「琉球所屬問題」、『沖繩県史』15、四〇—四十四ページ。「琉球処分」一七一—七二二ページ。
- (90) 「清光緒朝中日交渉史料」巻一、二十一ページ。
- (91) 何璟・丁日昌が向徳宏らの事情説明を受けてから上奏文を提出するまでに、二ヶ月以上の時間を経ているが、その理由については、梁嘉彬「琉球亡国中日争持考実(下)」(『大陸雜誌』第四十八巻第六期、二十四ページ)参照。
- (92) 王芸生著・長野等訳「日支外交六十年史」第一巻、一七七七ページ。
- (93) たとえば、一八七五(明治八)年十月二十七日付の「池城外六名願」には幸地親方(向徳宏)も署名しているが、そのなかでは「皇国ヨリ支那へ御談判、イツク迄モ名義分明ノ御処分被為在、確乎断然ノ道、御立被下候ハ、如何様トモ可奉長旨、藩議ヲ遂、罷登候儀ニ御坐候」(「琉球処分」一六五ページ)と主張されている。
- (94) 「近事評論」第五号(明治九年七月一日)、「那覇市史」資料篇、第二巻中の四、五七九ページ。
- (95) 「琉球国紫巾官向徳宏初次稟稿」(『李文忠公全集』訳署函稿巻九)。なお、前掲拙稿「琉球救国請願書集成(一)——原文・読下し・訳註・解説——」参照。
- (96) 王芸生著・長野等訳「日支外交六十年史」第一巻、一八四ページ。
- (97) 同右。
- (98) 比嘉春潮「琉球の歴史」四〇四—四〇五ページ。
- (99) 「李文忠公全集」訳署函稿巻九、二十一—二十三ページ。
- (100) 「琉球国耳目官毛精長乞援稟」(「清光緒朝中日交渉史料」巻一、三十六ページ)。なお、喜舎場朝賢によれば、「初め廢藩に當て唐榮(久米村は唐堂ともいふ)の蔡氏湖城里之子なる者……密かに船を傭て福州に渡航し、幸地親方・国頭親雲上に見えて琉球廢藩を告ぐ」という(「琉球見聞録」一三九ページ)。また、神山庸忠によれば、明治十二年旧五月十三日(一八七九年七月二日)に密航・渡清したのは、神山庸忠・美里朝周・長浜真仁の三名であったという(「琉球人神山庸忠訊問調書」『沖繩県史』15、三七八—三七九ページ)。
- (101) 蔡大鼎「北上雜記」に収録されている。
- (102) 蔡大鼎は琉球処分のニュースが福州に伝えられた光緒五年閏三月頃に早くも北上して、天津の李鴻章に「苦衷」を陳べたといわれる(「琉球紫巾官向徳宏初次稟稿」)から、その後天津から福州へもどっていたのであろう。
- (103) 謝維垣は実弟の謝維藩とともに蔡大鼎の「北上雜記」に序文を寄せている。謝維藩は序文において「京師は首善の区たり。人文、此に会し、人材、此に多く、人物、此に聚るを見るに足るも、究に先生の人と爲り、忠を尽し国を復せんとするには若かず」と、蔡大鼎を絶賛している。

- (104) 一八七九年八月十一日(光緒五年六月二十四日)付の何如璋の書簡によって、李鴻章はグラントが琉球問題解決の「弁法」として琉球分島案を提起したことを知らされている(『李文忠公全集』訳著函稿、巻九、四十四―四十五ページ)。日本の竹添進一郎が李鴻章との内談において分島改約案を提議したのは、翌一八八〇年(明治十三年)三月二十七日のことであった(『琉球所属問題』、『沖繩県史』15、一六六―一六八ページ)。
- (105) 向徳宏は李鴻章の要請に応じて、「寺島の来文に覆するの節略」という長文の参考資料を作成・提出している(『李文忠公全集』訳著函稿巻九、二十三―二十七ページ)。
- (106) 「総理各国事務衙門奏琉球耳目官毛精長到京乞援摺」「清光緒朝中日交渉史料」巻一、三十五ページ。「日支外交六十年史」第一巻、一八一―一九一ページ。
- (107) 藤村道生「琉球分島交渉と対アジア政策の転換」『歴史学研究』三七三号、安岡昭男「日清間琉球案件交渉の挫折」(『法政史学』第七号)、同「琉球所属を繞る日清交渉の諸問題」(『法政史学』第九号)、その他参照。
- (108) 東恩納文庫所蔵「北京投稟抄」に収録されている。
- (109) 「北京投稟抄」所収。なお、林世功の請願書が実際に総理衙門に受理されたのかどうかは明らかではない。この請願書とともに、林世功は同志たちへの「啓」を書き遺し、「此の稟は並えて人と牽渉するの語なければ、通すと雖も妨ぐるなし。諸公の裁奪施行せられんことを祈る。如し事に補するなしと曰はば、必ずしも投通せざれ」(『北上雜記』)と指示している。拙稿「琉球殉難事件考」―林世功の自刃とその周辺―(『球陽論叢』)参照。
- (110) 「尚泰侯実録」四二六ページ。なお、東恩納寛惇によれば、「十月十七日(旧九月初二日)林世功等河北を立ち、月の二十日(旧五日)北京に到着。書を総理衙門に上れり。蓋、以為く、事既に是に至る。到底尋常の手段を以て廟議を動かす事難しと、遂に死を決するに至れり。其の稟に云く、……遂に、是の年、十一月二十日(旧十月十八日)自刃して死す」(同右、四二七―四二八ページ)といい、あたかも、林世功は一八七九年の十月二〇日(旧九月五日)に北京へ到着した後、一か月後の十一月二〇日(旧十月十八日)に自刃したかのように記録しているが、林世功が自刃したのは、北京到着(一八七九年十月二〇日)から一年一か月後のことである。
- (111) 「北京投稟抄」。
- (112) 「林子叙諱世功在京辭世記」『北上雜記』。
- (113) 安岡昭男「日清間琉球案件交渉の挫折」(『法政史学』第七号)、その他参照。
- (114) 一八八一(明治十四)年八月三十一日付「東京曙新聞」(『新聞集成明治編年史』第四巻、四三八ページ)。
- (115) 「清光緒朝中日交渉史料」巻一、三三八ページ。
- (116) 「琉球所属問題」、『沖繩県史』15、三三六―三三四ページ、三四五―三五七ページ。
- (117) 「琉球問題ニ関シ李鴻章ノ意見探知方ノ件」(『琉球所属問題』、『沖繩県史』15、三三四―三三七ページ)。毛精長・蔡大鼎・林世功等と行動をとった清国人の謝維垣は、蔡大鼎の「北上雜記」に寄せた序文のなかで、「光緒三年(一八七七年)春の間に至って、中山王、蔡君汝霖老先生を派し、都通事と為して闕に来たらしめ、國事を陳情せしむ。己卯(一八七九年)の秋の間、蔡君、予に同行を命じて北上せしむ。壬午(一八八二年)の冬の間、復、予に命じて再び行きて都に入らしむ。君乃ち京に駐ること五載」と述べている。
- (119) 「北京投稟抄」所収。なお、前掲拙稿「琉球救国請願書集成(一)」―原文・読下し・訳註・解説―参照。
- (120) 同右。
- (121) 同右。
- (122) 「沖繩県史」13、二七七―二七九ページ。
- (123) 旧三司官・富川らの渡清は、日本国内でも注目され、東京日々新聞(明治十五年九月十六日付)は「沖

- 繩島の富川盛奎脱走事件ノ琉球藩処分ニ不満ニ密に清国に遁る」という見出しのもとに事件の詳細を報じ、そのなかで、「本年六月二十九日刊行の福州ヘラルド新聞に、琉球使臣閩省に到るの一説あり、曰く、近日琉球一行凡十二員、進貢として来着し、既に省城内外名勝の地を徧遊せりと」という情報なども伝えている(『新聞集成明治編年史』第五卷、一四九—一五〇ページ)。なお、富川の渡清目的は琉球分島案に反対し「全島を取戻されんことを歎願」することにあり(『琉球見聞録』一四九ページ)、富川らは途中、宮古島へ寄港し、宮古島の土族たちから大歓迎をうけ激励されたといわれる(『慶世村恒任』「宮古史伝」二四九—二五〇ページ、参照)。
- (124) 「沖繩県史」13、二七八、二七八—二八一ページ。
- (125) 同右、三一八ページ。
- (126) 同右、二八一—二八二ページ。
- (127) 「琉球所屬問題」『沖繩県史』15、三八二ページ。
- (128) 「琉球人神山庸忠訪問調書」、同右、三八二ページ。
- (129) 外務省外交史料館蔵「清国外交秘史」卷三所収。「清季外交史料」三七卷所収。なお、両者には若干字句上の差異があり、たとえば前者の「伏乞礼部大人、……據情奏請、聖朝声威、亟賜天討、復國復君、永為中朝一属、云々」の傍点部分は、後者においては「永為中朝藩属」となっている。
- (130) 「131」在北京榎本公使機密信第二十一号写(明治十六年五月五日、榎本武揚より井上外務卿あて機密信)「琉球廢藩置県処分」四所収。
- (132) 「沖繩県史」13、三三二ページ。
- (133) 台北市の国立中央研究院近代史研究所蔵「清季外交檔」(琉球檔——琉案文真鈔存)所収。「沖繩県史」15、三七四—三七七ページ参照。
- (134) 同右。
- (135) 「亀川盛棟訪問取調書」『沖繩県史』15、三七四ページ。
- (136) 同右、三七五ページ。
- (137) 恐らく謝維垣であろう(『北上雜記』参照)。
- (138) 「琉球人神山庸忠訪問調書」『琉球所屬問題』『沖繩県史』15、三八二ページ。
- (139) 琉球進貢使の北京到着後、清国駐在臨時代理公使と清国総理衙門との間で、その取扱いをめぐって一悶着が起っている(『日本外交文書』第八卷第一三四文書「琉球貢使ノ入清ニ就キ清国政府トノ交渉ニ関スル文書送付ノ件」及び第二三五文書「琉球貢使ノ入清ニ関シ、清国駐劄鄭臨時代理公使ノ清国政府トノ交渉手続書」等参照)。
- (140) 外務省外交史料館所蔵「琉球藩關係書類」(自明治八年二月至同十五年十月)。「在清琉球人処分ノ件」『沖繩県史』12、一一一—一一二ページ。
- (141) 同右。
- (142) 「琉球処分」一〇三—一〇四ページ。
- (143) 外務省外交史料館所蔵「琉球藩關係書類」(自明治八年二月至同十五年十月)。
- (144) 同右。
- (145) 同右。
- (146) 「閩浙総督何璟等奏據情陳奏琉球職貢日本梗阻摺」(『清光緒朝中日交渉史料』卷一、二二一ページ)によれば次のようにいう。「琉球の通事林世功・同陪臣葉巾官向徳宏・都通事蔡大鼎等、国王の命を奉じて遣われ、国情を陳ぶるに拠るに、去年(光緒三年)十月二十五日(一八七六年十一月十日)、放洋するも、風色順ならざるに因り、本年(光緒三年)二月二十九日(一八七七年四月十二日)、始めて福州に抵る」と。
- (147) 外務省外交史料館所蔵「琉球藩關係書類」(自明治八年二月至同十五年十月)。

- (148) 「琉球所屬問題」、「沖繩県史」15、七十五―七十六ページ。
- (149) 同右。
- (150) 外務省外交史料館所蔵「曾根・町田・清水ノ三名清国内地視察一件」。なお、東亜同文会編「対支回顧録」下二九一―三〇〇ページによれば、曾根は「明治」十二年三月日進艦に乘じ南支各港に回航し、四月福州附近視察を命ぜられて上陸、兵要地誌を主眼として実地を踏査し六月帰艦、翌月上海より郵便船に乗じて東京に帰り視察報告を終り云々」という。また齋藤良衛によれば、「当時琉球には清国党と日本党との両者あり。……廢藩置県の時、清国党は復又私かに蠢動し始めたので、寺島は琉球の密使が福建に赴き又は人民の内脱走して同地方で不穩の計画を進める者が有る事を憂ひ、明治十二年五月軍艦日進を支那地方廻航を名として、福州や厦門に停泊させ、琉球船と認められる船舶を、時宜に依り処分させることとし、云々」(「近世東洋外交史序説」二二〇ページ)という。
- (151) 後年(明治十九年)、曾根は総理大臣・伊藤博文へ提出した意見書のなかで、「福州ハ只商法ノ要地ノミニ非ズ、所謂清国四百餘州ノ腰部ニシテ、南洋海軍第一ノ「ステーション」アリ。又柔遠駅ト称スル巨大ナル琉球人ノ駐館アリ(脱走琉球人皆此ニ潜匿ス)」と指摘している(伊藤博文編「秘書類纂」外交篇中、二二七ページ)。
- (152) 外務省外交史料館蔵「曾根・町田・清水ノ三名清国内地視察一件」。
- (153) 同右。
- (154) なお、齋藤良衛によれば、「同年(明治十二年)三月を以て琉球は、五十餘名から成る貢使を福州に遣はしたので、日進艦乗組士官は福州に於て琉球人の引渡を再三再四福建省の当局に要求したが、北京政府の指令なき限り何とも取扱ひ兼ねると云つて応ぜず、却つて兵員百数十名を琉球館に派遣して護衛せしめ、且つ福州城壁を修理したり、軍艦を福州に送つたりして、戦備迄も整へ、強硬の態度を持し、人心恟々たるものがあった」(「近世東洋外交史序説」二二〇―二二二ページ)という。

- (155) 「脱清未遂者明細表」(「沖繩県史」13、二八三ページ)。
- (156) 国立国会図書館憲政資料室蔵「三条家文書」書類の部(統)七六、外事、9「ジョン・ピットマン清国情報(訳)」。
- (157) 拙稿「琉臣殉義事件考——林世功の自刃とその周辺——」(「球陽論叢」所収)。
- (158) 明治政府は亡命琉球人の自刃事件についてピットマンから情報を提供されていたにもかかわらず、明治政府側の公式記録のなかに、事件に関する史料を見出すことができない。たとえば、「沖繩県史」13所収の「脱清人明細表」「船別帰県人明細表」「在清人現員表」などには、林世功と行動をともにした向徳宏(幸地親方)・毛精長(國頭親雲上)・蔡大鼎(伊計親雲上)らの氏名はもちろん、「(明治)十四年七月福州ニテ死亡」した蔡大鼎の従者・宮城寛昆の氏名さえ記載しているにもかかわらず、林世功(名城里之子親雲上)の氏名だけは遠に見出すことができない。この事実は、なにを意味するのであろうか。
- (159) 「在北京榎本公使機密信第二十一号写」(「琉球廢藩置県処分」四所収)。
- (160) 「閩浙総督何璟等奏據情陳奏琉球職貢日本梗阻摺」「清光緒朝中日交渉史料」巻一、二二二ページ。
- (161) 「総理各国事務衙門奏日本梗阻琉球入貢現與出使商辦情形摺」同右、二四二ページ。
- (162) 「密議日本争琉球事」「李文忠公全集」訳署函稿、巻八、一ページ。
- (163) 同右。
- (164) 梁嘉彬によれば、「当時、中国には常に「日本の志は琉球を滅すことに在るのではなくて、口実を設けて戦端を開こうとしているにすぎない」という風説があり、浙閩総督・何璟、福建巡撫・丁日昌もほとんど同様に日本が琉球を口実にして戦争を挑発しないと保障したいという見解をもつにいたり、同治十三年の台湾の役に懲りて、ひたすら禍が台湾・福建に及ぶことを恐れ、甚しきに至っては、向徳宏がもたらした琉球王の密咨をもぐずぐずして取返して総理衙門へ提出しなかった」(「琉球亡国中日争持考実(下)」「大陸雜誌」第四十八巻第六期、二四四ページ)という。

- (165) 「何子戮来函」『李文忠公全集』 訳署函稿巻八、四ページ。なお、何如瑛は同書簡において、「琉球は台湾に迫近す。我苟も之を棄て、日人改めて郡縣と為し、民兵を練らば、球人は我の拒絶に困って、甘心敵に従うべし。彼皆勞苦に習ひ風濤に耐ふるの人なれば、他時、日本一たび強となるや、資するに船廠を以てし、我が辺陲を擾さん。台澎の間、将来一夕の安きを求めんとするも得べからず」(同上)とも指摘している。
- (166) 「覆何子戮」『李文忠公全集』 訳署函稿巻八、五ページ。
- (167) 同右。
- (168) 「軍機處寄閩浙總督何璟等上諭」『清光緒朝中日交渉史料』巻一、二十一ページ。
- (169) 「属国絶貢之先後」『清稗類鈔』第十三卷、朝貢類、二十一ページ。
- (170) 「沈文肅擬琉球獄囚」『清稗類鈔』第二十五卷、獄訟類、二三五ページ。
- (171) 沈葆楨は光緒五年三月、北京に召還され、同年五月回任しているが、同年十一月十四日(一八七九年十二月二十六日)には死亡している(錢実甫編『清季重要職官表』一四三ページ)。なお、吳元炳輯『沈文肅公(葆楨)政書』(近代中国史料叢刊第六輯)には光緒五年十月二十一日(一八七九年十二月四日)付の「病勢日甚、請開缺回籍、並委員代折代行摺」が収録されているけれども、琉球人国事犯の脱獄の件については全く言及されていない。しかし、「福州滯在琉球人ヨリ閩浙總督ニ差出シタル歎願書」(『沖繩県史』15、三八三—三八五ページ)のなかでは、「光緒五年日軍琉島ニ操練シ、……員ヲ派シテ福州ニ及ヒ天津北京等ノ各処ニ分佈シ、琉球ノ事情ヲ探偵セシム。尚等、南洋大臣、閩江總督沈大人ニ懇泣哀切シ、批ヲ覆リ詳奏セリ」と述べられており、尚龍章らが沈葆楨に嘆願したのは事実であったように思われる。
- (172) 「軍機大臣寄閩江總督等上諭」『清光緒朝中日交渉史料』第一卷二十九ページ。
- (173) 「前掲『清季外交稿』(琉球稿)所収。
- (174) 「總理各國事務衙門奏琉球耳目官毛精長到京乞援摺」『清光緒朝中日交渉史料』巻一、三十四—三十五
- (175) 「總理各國事務衙門奏琉球耳目官毛精長到京乞援摺」『清光緒朝中日交渉史料』巻一、三十四—三十五
- (176) 「礼部奏錄呈琉球官毛精長等哀詞摺」『清光緒朝中日交渉史料』巻一、三十五ページ。
- (177) 「總理各國事務衙門奏琉球耳目官毛精長到京乞援摺」『清光緒朝中日交渉史料』巻一、三十四—三十五
- (178) 「總理各國事務衙門奏琉球官不願出京片」『清光緒朝中日交渉史料』巻一、三十七—三十八ページ。
- (179) 東恩納文庫所蔵「北京投稟抄」。なお、光緒五年九月十五日(一八七九年十月二十九日)の嘆願書において、北京を退去すれば、日本は清國が琉球を放棄するつもりだと誤認するだろうとの懸念を示しつつ、「旨に違ひて回去せんとするも既に禍を速くの虞を免れず、京に在りて守候せんと欲するもまた違旨の罪を逃れ難く、進退維れ谷まり」云々と訴えている。
- (180) 林世功自刃事件に対して、清国政府当局がどのような反応を示したかは、いまのところ、よくわからない。前掲拙稿「琉臣殉義事件考——林世功の自刃とその周辺——」(『球陽論叢』)参照。
- (181) 「礼部奏琉球因遣日本陵處稟請天討復國據情轉奏摺」『清光緒朝中日交渉史料』巻五、十五ページ。
- (182) 「琉球人神山庸忠訊問調書」『沖繩県史』15、三八二ページ。
- (183) 「琉球人亀川盛棟訊問調書」『沖繩県史』15、三七四ページ。
- (184) 同右。
- (185) 「沖繩県史」13、三三三ページ。なお、亀川盛棟の供述によれば、「今回帰国スヘキノ際、福州海防官ヨリ……帰帆人一同水夫ニ至ル迄、一名二付、判金六枚ツツ帰国ノ支度料トシテ賜ハリタリ。又在清中ハ同国政府ヨリ、日々賄料トシテ金五錢ツツ賜ハリタリ」(『沖繩県史』15、三七五ページ)という。
- (186) 「琉球人神山庸忠訊問調書」『沖繩県史』15、三八一ページ。
- (187) 渡清亡命を企図して逮捕された宮里安申の供述によれば、「沢岷氏、家禄金六百八拾四位、……百円ハ此度脱清ニ付、船代等ニ支払ヒ、拾円ハ旧銅銭ト取替、云々」という(『沖繩県史』13、三二六ページ)。ま

ページ。

た、神山庸忠の供述によれば、「明治十五年中渡清シタル富川親方ハ、大金ヲ持参セリト云フ」「金高ハ承知セサレトモ、千両程ノ判金ヲ持参セリトノ話シヲ聞キタル事アリ」「富盛親方及ヒ津嘉山親方ノ兩人ハ、金円持参シタル旨、聞キタレトモ、云々」という（『沖縄県史』15、三七八―三八二ページ）。

(188) 『琉球見聞録』一四九ページ。

一九八五年十二月十日稿了

一九八六年十月二〇日補正

〔追記〕 本稿の補正にあたって、赤嶺守氏（台湾大学歴史系大学院生）より貴重な史料を借覽させて頂いた。記して謝意を表す。なお、同氏は「脱清運動」（『晚清琉球復国運動』之探討）（『国文学文獻館館訊』第十二号、中華民國七十四年十一月刊）を發表している。「脱清運動」というとらえ方には賛成しかねるけれども、清国内の琉球救国運動の概要を手ぎわよくまとめた好論文である。